

オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とされる行政手続

(注1)本資料は、「行政手続等の棚卸(令和2年度調査)」における「書面主義の見直し」に対する、各府省からの回答(回答期日:令和3年4月30日)のうち、書面の見直し方針が「9 対応しない」であったものを一覧化等したもの。

(注2)「当面の規制改革の実施事項(令和2年12月22日規制改革推進会議)」において、「性質上オンライン化が適当でないとされる手続についても、最新の技術を踏まえて、補完的手段の活用可能性を含めてオンライン化ができないか厳しく検証する」こととなっている。

(注3)「手続件数」が「-」となっている手続は、所管府省より、具体的な件数を把握していない旨回答があったもの。

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
公正取引委員会	書証の申出	(旧)公正取引委員会の審判に関する規則	民間事業者等	国	平成25年改正前独占禁止法に基づく審判手続	既に法令が改廃されており、経過措置により運用している審判も全て終了したため、対応しない。	23
公正取引委員会	審判請求	平成25年改正法による改正前の独占禁止法	民間事業者等	国	平成25年改正前独占禁止法に基づく審判手続	既に法令が改廃されており、経過措置により運用している審判も全て終了したため、対応しない。	0
公正取引委員会	審判請求の取下げ	平成25年改正法による改正前の独占禁止法	民間事業者等	国	平成25年改正前独占禁止法に基づく審判手続	既に法令が改廃されており、経過措置により運用している審判も全て終了したため、対応しない。	0
公正取引委員会	独占的状态に関する同意審決の申出・計画書の提出	平成25年改正法による改正前の独占禁止法	民間事業者等	国	平成25年改正前独占禁止法に基づく審判手続	既に法令が改廃されており、経過措置により運用している審判も全て終了したため、対応しない。	0
公正取引委員会	代理権の証明	(旧)公正取引委員会の審判に関する規則	民間事業者等	国	平成25年改正前独占禁止法に基づく審判手続	既に法令が改廃されており、経過措置により運用している審判も全て終了したため、対応しない。	6
公正取引委員会	代理権の消滅の届出	(旧)公正取引委員会の審判に関する規則	民間事業者等	国	平成25年改正前独占禁止法に基づく審判手続	既に法令が改廃されており、経過措置により運用している審判も全て終了したため、対応しない。	6
公正取引委員会	被審人又はその代理人の不出頭の届出	(旧)公正取引委員会の審判に関する規則	民間事業者等	国	平成25年改正前独占禁止法に基づく審判手続	既に法令が改廃されており、経過措置により運用している審判も全て終了したため、対応しない。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
公正取引委員会	委員会に対する異議申立て	(旧)公正取引委員会の審判に関する規則	国民等	国	平成25年改正前独占禁止法に基づく審判手続	既に法令が改廃されており、経過措置により運用している審判も全て終了したため、対応しない。	0
公正取引委員会	陳述の申出	(旧)公正取引委員会の審判に関する規則	民間事業者等	国	平成25年改正前独占禁止法に基づく審判手続	既に法令が改廃されており、経過措置により運用している審判も全て終了したため、対応しない。	8
公正取引委員会	更正決定に対する異議申立て	(旧)公正取引委員会の審判に関する規則	民間事業者等	国	平成25年改正前独占禁止法に基づく審判手続	既に法令が改廃されており、経過措置により運用している審判も全て終了したため、対応しない。	0
公正取引委員会	消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法	民間事業者等	国	<p>・消費税転嫁対策特別措置法第12条に基づき、公正取引委員会に届出をして行う消費税の転嫁の方法及び表示の方法の決定に係る共同行為については、独占禁止法の適用が除外されている。</p> <p>・消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の「実施」に当たっては、「消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則」に定められる様式第一号()による届出書を公正取引委員会に提出することとされている。</p> <p>「消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書」</p>	本手続の根拠法である消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月末に失効し、届出制度そのものがなくなる。	8

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
公正取引委員会	消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法	民間事業者等	国	<p>・消費税転嫁対策特別措置法第12条に基づき、公正取引委員会に届出をして行う消費税の転嫁の方法及び表示の方法の決定に係る共同行為については、独占禁止法の適用が除外されている。</p> <p>・消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の「実施」に当たっては、「消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則」に定められる様式第二号()による届出書を公正取引委員会に提出することとされている。</p> <p>「消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出書」</p>	本手続の根拠法である消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月末に失効し、届出制度そのものがなくなる。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
公正取引委員会	変更届出	消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則	民間事業者等	国	<p>・消費税転嫁対策特別措置法第12条に基づき、公正取引委員会に届出をして行う消費税の転嫁の方法及び表示の方法の決定に係る共同行為については、独占禁止法の適用が除外されている。</p> <p>・消費税の転嫁の方法又は表示の方法の決定に係る共同行為の「変更」に当たっては、「消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則」に定められる様式第三号(1)又は第四号(2)による届出書を公正取引委員会に提出することとされている。</p> <p>1 「消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の変更届出書」</p> <p>2 「消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の変更届出書」</p>	本手続の根拠法である消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月末に失効し、届出制度そのものがなくなる。	3

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
公正取引委員会	廃止届出	消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則	民間事業者等	国	<p>・消費税転嫁対策特別措置法第12条に基づき、公正取引委員会に届出をして行う消費税の転嫁の方法及び表示の方法の決定に係る共同行為については、独占禁止法の適用が除外されている。</p> <p>・消費税の転嫁の方法又は表示の方法の決定に係る共同行為の「廃止」に当たっては、「消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則」に定められる様式第五号()による届出書を公正取引委員会に提出することとされている。</p> <p>「消費税の転嫁の方法又は消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の廃止届出書」</p>	本手続の根拠法である消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月末に失効し、届出制度そのものなくなる。	0
公正取引委員会	参加人の証拠申出	(旧)公正取引委員会の審判に関する規則	国民等	国	平成25年改正前独占禁止法に基づく審判手続	既に法令が改廃されており、経過措置により運用している審判も全て終了したため、対応しない。	0
公正取引委員会	更正の申立て	(旧)公正取引委員会の審判に関する規則	民間事業者等	国	平成25年改正前独占禁止法に基づく審判手続	既に法令が改廃されており、経過措置により運用している審判も全て終了したため、対応しない。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
公正取引委員会	陳述聴取期日の不出頭の届出	(旧)公正取引委員会の審判に関する規則	民間事業者等	国	平成25年改正前独占禁止法に基づく審判手続	既に法令が改廃されており、経過措置により運用している審判も全て終了したため、対応しない。	0
公正取引委員会	弁護士以外の代理人の承認の求め	(旧)公正取引委員会の審判に関する規則	民間事業者等	国	平成25年改正前独占禁止法に基づく審判手続	既に法令が改廃されており、経過措置により運用している審判も全て終了したため、対応しない。	0
国家公安委員会・警察庁	代理人の選任届出書の提出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則	国民等	地方等	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)に基づく意見聴取において、当事者等が主宰者に代理人の選任の届出を行うもの	本手続の当事者は、暴力団構成員又は暴力団の威力を利用する者であり、仮にオンライン化を可能とした場合にその便益を享受する対象は極めて限定的であることから、システムによるオンライン化には馴染みにくい。加えて、本手続についてオンライン化を図った場合には、メールアドレスに対する攻撃等、様々な妨害工作等が行われるリスクが生じるおそれがあるため	3
国家公安委員会・警察庁	補佐人の出席申請	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則	国民等	地方等	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)に基づく意見聴取において、当事者等が主宰者に補佐人の出席申請を行うもの	本手続の当事者は、暴力団構成員又は暴力団の威力を利用する者であり、仮にオンライン化を可能とした場合にその便益を享受する対象は極めて限定的であることから、システムによるオンライン化には馴染みにくい。加えて、本手続についてオンライン化を図った場合には、メールアドレスに対する攻撃等、様々な妨害工作等が行われるリスクが生じるおそれがあるため	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
国家公安委員会・警察庁	出頭及び意見の陳述の許可申請	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則	国民等	地方等	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)に基づく意見聴取において、当事者等が主宰者に関係指定暴力団員の出頭許可及び意見の陳述許可を申請するもの	本手続の当事者は、暴力団構成員又は暴力団の威力を利用する者であり、仮にオンライン化を可能とした場合にその便益を享受する対象は極めて限定的であることから、システムによるオンライン化には馴染みにくい。加えて、本手続についてオンライン化を図った場合には、メールアドレスに対する攻撃等、様々な妨害工作等が行われるリスクが生じるおそれがあるため	0
国家公安委員会・警察庁	参考人の出席要求時の届出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則	国民等	地方等	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)に基づく意見聴取において、当事者等が主宰者に参考人の出席の求めを届け出るもの	本手続の当事者は、暴力団構成員又は暴力団の威力を利用する者であり、仮にオンライン化を可能とした場合にその便益を享受する対象は極めて限定的であることから、システムによるオンライン化には馴染みにくい。加えて、本手続についてオンライン化を図った場合には、メールアドレスに対する攻撃等、様々な妨害工作等が行われるリスクが生じるおそれがあるため	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
国家公安委員会・警察庁	意見聴取の期日及び場所の変更の申出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則	国民等	地方等	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)に基づく意見聴取において、当事者等が主宰者に意見聴取の期日又は場所の変更を申し出るもの	本手続の当事者は、暴力団構成員又は暴力団の威力を利用する者であり、仮にオンライン化を可能とした場合にその便益を享受する対象は極めて限定的であることから、システムによるオンライン化には馴染みにくい。加えて、本手続についてオンライン化を図った場合には、メールアドレスに対する攻撃等、様々な妨害工作等が行われるリスクが生じるおそれがあるため	0
国家公安委員会・警察庁	陳述書の提出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則	国民等	地方等	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)に基づく意見聴取において、当事者等が主宰者に陳述書を提出するもの	本手続の当事者は、暴力団構成員又は暴力団の威力を利用する者であり、仮にオンライン化を可能とした場合にその便益を享受する対象は極めて限定的であることから、システムによるオンライン化には馴染みにくい。加えて、本手続についてオンライン化を図った場合には、メールアドレスに対する攻撃等、様々な妨害工作等が行われるリスクが生じるおそれがあるため	1
国家公安委員会・警察庁	証拠書類等の提出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則	国民等	地方等	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)に基づく意見聴取において、当事者等が主宰者に証拠書類又は証拠物を提出するもの	本手続は、暴対法5条、34条及び35条において規定されている公開による意見聴取の期日に行われるものであり、オンライン化することは困難と考えられる	0
国家公安委員会・警察庁	信書の発信申請	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	地方等	被留置者が留置担当官等に対して行う信書発信の申請	手続主体である被留置者は拘禁中であるため	約10万件以上

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
国家公安委員会・警察庁	被留置者の文書図画の他者への交付申請	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	地方等	被留置者が留置担当官等に対して行う文書図画の他者への交付の申請	手続主体である被留置者は拘禁中であるため	約1万件未満
国家公安委員会・警察庁	警察本部長に対する事実の申告	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	地方等	被留置者が、自己に対する留置業務に従事する職員による違法な有形力の行使等の行為について、警察本部長に対して行う不服申立て	手続主体である被留置者は拘禁中であるため	51
国家公安委員会・警察庁	公安委員会に対する事実の申告	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	地方等	警察本部長に対する事実の申告の結果通知に対して、不服があるときに、被留置者が公安委員会に対して行う不服申立て	手続主体である被留置者は拘禁中であるため	2
国家公安委員会・警察庁	警察本部長に対する苦情の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	地方等	被留置者が、自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇について、警察本部長に対して行う不服申立て	手続主体である被留置者は拘禁中であるため	570
国家公安委員会・警察庁	監察官に対する苦情の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	地方等	被留置者が、自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇について、監査官に対して行う不服申立て	手続主体である被留置者は拘禁中であるため	88
国家公安委員会・警察庁	留置業務管理者に対する苦情の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	地方等	被留置者が、自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇について、留置業務管理者に対して行う不服申立て	手続主体である被留置者は拘禁中であるため	544
国家公安委員会・警察庁	被留置者からの弁護人選任等の申出	被留置者の留置に関する規則	国民等	地方等	被留置者が留置担当官等に対して行う弁護人選任等の申出	手続主体である被留置者は拘禁中であるため	約10万件以上

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
国家公安委員会・警察庁	領置金の使用申請	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	地方等	被留置者が留置担当官に対して、自弁物品等を購入するため、領置金を使用したい旨の申請	手続主体である被留置者は拘禁中であるため	約10万件以上
国家公安委員会・警察庁	保管私物、領置物品の他者への交付申請	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	地方等	被留置者が留置担当官等に対して、保管私物、領置物品を他の者に交付したい旨の申請	手続主体である被留置者は拘禁中であるため	約10万件以上
総務省	旧氏の住民票への記載の申出	住民基本台帳法施行令	国民等	地方等	氏に変更があった者(住民票に旧氏の記載がされている者(以下「旧氏記載者」という。)を除く。)は、住民票に旧氏の記載を求めようとするときは、住民票に記載をを求める旧氏等を記載した請求書に当該旧氏はその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等を添付して、住所地市町村長に提出しなければならない。市町村長は、この場合において、現に請求の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	住民基本台帳は住民に関する各種行政事務の基礎となるものであり、また、届出に基づき住民基本台帳の記録を行うことが原則であることから、記録の正確性を確保するためには書面によることが適当であるから。	10,932

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	被選挙権の喪失の届出	公職選挙法	国民等	国	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	0
総務省	議員又は長の欠けた場合等の繰上補充における除名・離党等の届出	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	0
総務省	衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿の登載者が当該衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出	公職選挙法	国民等	国	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	2
総務省	衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿の取下げの届出	公職選挙法	国民等	国	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出	公職選挙法	国民等	国	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	0
総務省	参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出	公職選挙法	国民等	国	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	13
総務省	参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等	公職選挙法	国民等	国	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	13
総務省	衆議院比例代表選出議員の選挙における所属政党等の移動の届出	公職選挙法	国民等	国	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	他の衆議院名簿届出政党等に所属していないことを誓う旨の宣誓書の提出	公職選挙法	国民等	国	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	0
総務省	事務の監査の請求	地方自治法	国民等	地方等	選挙権を有する者は、一定数以上の連署をもって、普通地方公共団体の監査委員に対し、事務の監査の請求をすることができる。	署名簿の提出を伴う申請等に関しては、署名簿の原本を提出する必要がある	約1万件未満
総務省	事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求	地方自治法	国民等	地方等	選挙権を有する者は、一定数以上の連署をもって、普通地方公共団体の監査委員に対し、事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求をすることができる。	署名簿の提出を伴う申請等に関しては、署名簿の原本を提出する必要がある	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	転入届	住民基本台帳法	国民等	地方等	転入(新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。)をした者は、転入をした日から十四日以内に、その氏名・住所・続柄等の事項を市町村長に書面により届け出なければならない。市町村長は、この場合において、現に届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	住民基本台帳は住民に関する各種行政事務の基礎となるものであり、また、届出に基づき住民基本台帳の記録を行うことが原則であることから、記録の正確性を確保するためには書面によることが適当であるから。	4,807,504
総務省	転居届	住民基本台帳法	国民等	地方等	転居(一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。)をした者は、転居をした日から十四日以内に、その氏名・住所・続柄等の事項を市町村長に書面により届け出なければならない。市町村長は、この場合において、現に届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	住民基本台帳は住民に関する各種行政事務の基礎となるものであり、また、届出に基づき住民基本台帳の記録を行うことが原則であることから、記録の正確性を確保するためには書面によることが適当であるから。	2,360,658

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	転出届(第24条の2第1項及び第2項の規定の適用を受ける場合を除く。)	住民基本台帳法	国民等	地方等	転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。市町村長は、この場合において、現に届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	第24条の2第1項及び第2項の適用を受ける場合には、オンラインで行うことが可能となっているため。	3,730,213
総務省	世帯変更届	住民基本台帳法	国民等	地方等	転入・転居の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があった者は、その変更があった日から十四日以内に、その氏名、変更があった事項及び変更があった年月日を市町村長に書面により届け出なければならない。市町村長は、この場合において、現に届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	住民基本台帳は住民に関する各種行政事務の基礎となるものであり、また、届出に基づき住民基本台帳の記録を行うことが原則であることから、記録の正確性を確保するためには書面によることが適当であるから。	912,182

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	都道府県選挙・市町村選挙の候補者の立候補届出等	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	都道府県選挙・市町村選挙の当選人が兼職禁止の職を辞した旨等の届出	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	市町村又は都道府県の選挙における選挙公報の掲載文の申請	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	市町村及び都道府県の選挙における通称認定の申請等	公職選挙法施行令	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	都道府県選挙・市町村選挙の候補者の届出が取り下げられたものとみなされた者等の届出	公職選挙法施行令	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	合併協議会の設置請求	市町村の合併の特例に関する法律	国民等	地方等	有権者は連署をもって、その代表者から普通地方公共団体の長に対し、合併協議会設置請求をすることができる。	署名簿の提出を伴う申請等に関しては、署名簿の原本を提出する必要があるため。	約1万件未満
総務省	合併協議会設置についての住民投票実施請求	市町村の合併の特例に関する法律	国民等	地方等	有権者は連署をもって、その代表者から普通地方公共団体の長に対し、合併協議会設置についての住民投票実施請求をすることができる。	署名簿の提出を伴う申請等に関しては、署名簿の原本を提出する必要があるため。	約1万件未満
総務省	合併協議会の設置請求	市町村の合併の特例に関する法律	国民等	地方等	有権者は連署をもって、その代表者から普通地方公共団体の長に対し、合併協議会設置請求(同一請求のある場合)をすることができる。	署名簿の提出を伴う申請等に関しては、署名簿の原本を提出する必要があるため。	約1万件未満
総務省	合併協議会設置についての住民投票実施請求	市町村の合併の特例に関する法律	国民等	地方等	有権者は連署をもって、その代表者から普通地方公共団体の長に対し、合併協議会設置についての住民投票実施請求(同一請求のある場合)をすることができる。	署名簿の提出を伴う申請等に関しては、署名簿の原本を提出する必要があるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	条例の制定又は改廃の請求	地方自治法	国民等	地方等	選挙権を有する者は、一定数以上の連署をもって、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。	署名簿の提出を伴う申請等に関しては、署名簿の原本を提出する必要があるため。	約1万件未満
総務省	議会の解散の請求	地方自治法	国民等	地方等	選挙権を有する者は、一定数以上の連署をもって、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、議会の解散の請求をすることができる。	署名簿の提出を伴う申請等に関しては、署名簿の原本を提出する必要があるため。	約1万件未満
総務省	議会の議員の解職の請求	地方自治法	国民等	地方等	選挙権を有する者は、一定数以上の連署をもって、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、議会の議員の解職の請求をすることができる。	署名簿の提出を伴う申請等に関しては、署名簿の原本を提出する必要がある	約1万件未満
総務省	長の解職の請求	地方自治法	国民等	地方等	選挙権を有する者は、一定数以上の連署をもって、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、長の請求をすることができる。	署名簿の提出を伴う申請等に関しては、署名簿の原本を提出する必要がある	約1万件未満
総務省	主要公務員の解職の請求	地方自治法	国民等	地方等	選挙権を有する者は、一定数以上の連署をもって、普通地方公共団体の長に対し、主要公務員の解職の請求をすることができる。	署名簿の提出を伴う申請等に関しては、署名簿の原本を提出する必要がある	約1万件未満
総務省	広域連合の条例の制定又は改廃に対する直接請求	地方自治法	国民等	地方等	有権者は連署をもって、その代表者から普通地方公共団体の長に対し、合併協議会設置請求をすることができる。	署名簿の提出を伴う申請等に関しては、署名簿の原本を提出する必要があるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	広域連合の規約の変更に対する直接請求	地方自治法	国民等	地方等	有権者は連署をもって、その代表者から普通地方公共団体の長に対し、合併協議会設置請求をすることができる。	署名簿の提出を伴う申請等に関しては、署名簿の原本を提出する必要があるため。	約1万件未満
総務省	中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届	住民基本台帳法	国民等	地方等	中長期在留者等が国外から転入をした場合には、当該中長期在留者等は、転入をした日から十四日以内に、その氏名・住所・続柄等の事項を市町村長に書面により届け出なければならない。市町村長は、この場合において、現に届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	住民基本台帳は住民に関する各種行政事務の基礎となるものであり、また、届出に基づき住民基本台帳の記録を行うことが原則であることから、記録の正確性を確保するためには書面によることが適当であるから。	4,807,504

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	住所を有する者が中長期在留者等となった場合の届出	住民基本台帳法	国民等	地方等	日本の国籍を有しない者で市町村の区域内に住所を有するものが中長期在留者等となった場合には、当該中長期在留者等となった者は、中長期在留者等となった日から十四日以内に、その氏名・住所・続柄等の事項を市町村長に書面により届け出なければならない。市町村長は、この場合において、現に届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	住民基本台帳は住民に関する各種行政事務の基礎となるものであり、また、届出に基づき住民基本台帳の記録を行うことが原則であることから、記録の正確性を確保するためには書面によることが適当であるから。	4,807,504
総務省	外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出	住民基本台帳法	国民等	地方等	世帯主でない外国人住民であってその世帯主(外国人住民であるものに限る。)との続柄に変更があったものは、その変更があった日から十四日以内に、その氏名、世帯主との続柄及び変更があった年月日を市町村長に書面により届け出なければならない。市町村長は、この場合において、現に届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	住民基本台帳は住民に関する各種行政事務の基礎となるものであり、また、届出に基づき住民基本台帳の記録を行うことが原則であることから、記録の正確性を確保するためには書面によることが適当であるから。	912,182

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出	住民基本台帳法	国民等	地方等	世帯主でない外国人住民であってその世帯主が外国人住民であるものは、転入届等をするときは、世帯主との続柄を証する文書を添えて、書面により届け出なければならない。市町村長は、この場合において、現に届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	外国人住民の世帯主との続柄を証する文書は転入届等の届出と併せて提出するものであるところ、転入届等は市町村長に受理されることで、当該届出者が当該市町村の住民票に記載され、当該住民票の情報を基礎として、居住関係の公証、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであり、虚偽の届出による不正を防止するとともに、続柄について適正な住民記録を担保するため、対面による厳格な本人確認と続柄を証する文書の原本及び翻訳の確認が必要な手続であるから。	912,182

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	外国人住民の通称の住民票への記載の申出	住民基本台帳法施行令	国民等	地方等	外国人住民は、住民票に通称(氏名以外の呼称であって、国内における生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載をすることが必要であると認められるものをいう。)の記載を求めようとするときは、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通称として記載を求める呼称等を記載した申出書を提出しなければならない。市町村長は、この場合において、現に請求の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	住民基本台帳は住民に関する各種行政事務の基礎となるものであり、また、届出に基づき住民基本台帳の記録を行うことが原則であることから、記録の正確性を確保するためには書面によることが適当であるから。	-

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	町又は字の区域の新設等の案に対する変更の請求	住居表示に関する法律	国民等	地方等	公示された町又は字の区域の新設等の議案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、市町村長に対し、議案の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。	署名簿の提出を伴う申請等に関しては、署名簿の原本を提出する必要があるため。	0
総務省	住民票コードの記載の変更請求	住民基本台帳法	国民等	地方等	住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、その者に係る住民票に記載されている住民票コードの記載の変更を請求することができる。	住民基本台帳は住民に関する各種行政事務の基礎となるものであり、また、届出に基づき住民基本台帳の記録を行うことが原則であることから、記録の正確性を確保するためには書面によることが適当であるから。	-
総務省	衆議院小選挙区選出議員の選挙・参議院選挙区選挙における立候補届出等	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	衆議院小選挙区選挙の候補者の除名・離党等の届出	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	衆議院小選挙区・参議院選挙区選挙の当選人が兼職禁止の職を辞した旨等の届出	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の申請	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	衆議院小選挙区選出議員選挙・参議院選挙区選出議員選挙における通称認定の申請等	公職選挙法施行令	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	候補者の届出が取り下げられたものとみなされた者等の届出	公職選挙法施行令	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	都道府県知事の選挙における選挙公報の掲載文の申請	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	外国人住民による個人番号カード有効期間延長の求め	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報等の提供等に関する省令	国民等	地方等	外国人住民は、個人番号カードの交付を受けた後に本邦における在留期間が延びた等の場合に、住所地市町村長に対し、個人番号カードの有効期間の延長を求めることができる。	物理的な媒体であるカードの券面及び内部の情報を書き換える必要があるから。	0
総務省	衆議院小選挙区選出議員の選挙・参議院選挙区選挙における立候補届出等	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	衆議院小選挙区選出議員の選挙・参議院選挙区選挙における立候補の推薦届出等	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	衆議院小選挙区選出議員の選挙・参議院選挙区選挙における立候補届出等	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	衆議院小選挙区選挙の候補者の除名・離党等の届出	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿の登載者の補充の届出	公職選挙法	国民等	国	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	都道府県選挙・市町村選挙の候補者の立候補の推薦届出等	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	都道府県選挙・市町村選挙の候補者の立候補届出等	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	都道府県選挙・市町村選挙の候補者の立候補届出等	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	都道府県選挙・市町村選挙の候補者の立候補届出等	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	選挙公報の掲載文の申請	公職選挙法	国民等	国	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	0
総務省	選挙公報の掲載文の申請	公職選挙法	国民等	国	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	13
総務省	衆議院小選挙区選出議員の選挙における立候補届出等の変更届出等	公職選挙法施行令	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	衆議院小選挙区選出議員の選挙における立候補届出の辞退	公職選挙法施行令	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等の変更届出	公職選挙法施行令	国民等	国	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	0
総務省	参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等の変更届出	公職選挙法施行令	国民等	国	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	0
総務省	衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補届出等の変更届出	公職選挙法施行令	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補届出の辞退	公職選挙法施行令	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	衆議院比例代表選出議員の選挙における所属政党等の移動の届出(準用)	公職選挙法	国民等	国	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	0
総務省	参議院比例代表選出議員の選挙における所属政党等の移動の届出	公職選挙法	国民等	国	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	0
総務省	衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者による立候補の届出の取下げ	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-
総務省	衆議院議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者による辞退の届出	公職選挙法	国民等	地方等	立候補関係手続	選挙全体及び選挙運動の公正確保に関わることから、対面による手続が求められる。オンライン化の議論は立候補の届出期間の在り方等の見直しの議論と密接に関係すると考えられ、各党各会派において十分ご議論いただくべき事柄。	-

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
総務省	電波利用料口座振替納付 申出書(既設局用)	電波法施行規則	民間事業者等	国	電波利用料の納付をその預金(貯金)口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出(免許等を受けた無線局に係るもの)	添付書類の口座振替依頼書の電子化が困難	3,237件の内数
総務省	電波利用料口座振替納付 申出書(広域使用電波用)	電波法施行規則	民間事業者等	国	電波利用料の納付をその預金(貯金)口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出(総務大臣が指定する広域使用電波に係るもの)	添付書類の口座振替依頼書の電子化が困難	3,237件の内数
総務省	電波利用料口座振替納付 申出書(新設局用)	電波法施行規則	民間事業者等	国	電波利用料の納付をその預金(貯金)口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出(免許等を受けようとする無線局に係るもの)	添付書類の口座振替依頼書の電子化が困難	3,237件の内数
総務省	電波利用料口座振替納付 申出書(特定免許等不要局用)	電波法施行規則	民間事業者等	国	電波利用料の納付をその預金(貯金)口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出(特定免許等不要局に係るもの)	添付書類の口座振替依頼書の電子化が困難	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	異議の申出	出入国管理及び難民認定法	国民等	国	外国人の上陸審査に際し、入国審査官が上陸のための条件に適合していると認められない外国人を特別審理官に引き渡し、その口頭審理の結果、特別審理官が上陸のための条件に適合していないと認定した者は、認定後3日以内に法務大臣に異議の申出を行うことができるというもの。	本邦への上陸が許可されていない外国人に係る手続であり、係官が本人の意思を面前で直接確認しつつ、意思に応じた申出を行わせることが運用上不可欠であることから、オンライン化に馴染まない。	2,103
法務省	異議の申出	出入国管理及び難民認定法	国民等	国	異議の申出は、容疑者(入管法第24条各号の一に該当すると思料する外国人。以下同じ。)が退去強制対象者に該当すると入国審査官の認定が誤りがないとの特別審理官の判定に対して、異議があるときに当該判定に対する異議申出に理由があるかどうか法務大臣に裁決を求めるもの。当該異議申出は、当該判定の通知を受けた日から3日以内に法務省令で定める手続により書面をもって行うもの。	退去強制事由に該当している外国人に係る手続であり、申出書の内容を正確に把握する必要があるため対面により確認する必要がある。そのため、オンライン化になじまない。	2,819
法務省	審査請求	出入国管理及び難民認定法	国民等	国	難民不認定処分、難民認定申請に係る不作為等に対し、通知のあった日から7日以内に法務大臣に書面によって審査請求ができるというもの。	年間の手続件数が1万件未満であり、オンライン化の費用対効果が小さい。	5,130

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	審査請求	売春防止法	国民等	国	売春防止法の規定により地方委員会が決定をもってした処分(仮退院の取消し等)に不服がある者のうち、刑事施設等に収容されている者については、刑事施設等の長に対して、審査請求書を提出できることを定めたもの。	当該審査請求の主たる審査請求人は刑事施設等に収容されている者であり、インターネットの使用が不可能であるため。	0
法務省	審査請求	更生保護法	国民等	国	更生保護法の規定により地方委員会が決定をもってした処分(仮釈放の取消し等)に不服がある者のうち、刑事施設等に収容されている者については、刑事施設等の長に対して、審査請求書を提出できることを定めたもの。	当該審査請求の主たる審査請求人は刑事施設等に収容されている者であり、インターネットの使用が不可能であるため。	21
法務省	一時庇護のための上陸許可申請	出入国管理及び難民認定法	国民等	国	船舶等に乗っている外国人から、本邦の領地的庇護を求めて一時的な上陸許可を申請するための手続。	一時庇護のための上陸許可申請は本邦へ上陸が許可される前にその許可を求めて船舶等に乗っている外国人本人からなされるものであること、また、許可処分に伴い外国人本人の本邦への上陸を認めるものであることからオンライン化になじまない。	36
法務省	難民認定申請	出入国管理及び難民認定法	国民等	国	本邦にある外国人から、自らが難民であることの認定を日本政府に対して求めるための手続。	オンライン化の検討は行っているが、現時点では対応時期や対応方法が未定であるため。	10,375

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	仮滞在期間の更新の申請	出入国管理及び難民認定法	国民等	国	難民認定申請中の在留資格未取得外国人に対して許可される仮滞在許可の期間は、法務省令により6か月を超えない範囲内で定めるものとされているが、当該期間を超えて難民認定申請手続が継続している場合に、在留資格未取得外国人が仮滞在期間の更新許可を求めるための手続。	オンライン化の検討は行っているが、現時点では対応時期や対応方法が未定であるため。	約1万件未満
法務省	難民旅行証明書の交付申請	出入国管理及び難民認定法	国民等	国	本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが出国しようとするときに、出入国在留管理庁長官に対して旅行文書としての難民旅行証明書の交付を求めるための手続。	交付の際は難民旅行証明書の交付を伴うこと、また、外国の難民旅行証明書を所持する者は、当該外国の難民旅行証明書を提出する必要があることから、オンライン化になじまない。なお、難民旅行証明書は冊子状の旅行文書であり、本人に対する現物の交付又は本人からの現物の提出が必要であることから、電子的に交付することはできない。	約1万件未満
法務省	市区町村が受理した届書類の閲覧請求	戸籍法	国民等	地方等	市区町村が受理した届書類について利害関係を有する者からの請求がされた場合で、特別の事由がある場合に限り、当該届書類を閲覧することができるもの。	届書類の閲覧請求及び記載事項証明書の請求のオンライン化の実施について、各市区町村において判断される事項であるところ、各市区町村への請求件数が少なく、費用対効果の観点から適当でないため。	54,486

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	市区町村が受理した届書類の記載事項証明書の請求	戸籍法	国民等	地方等	市区町村が受理した届書類について利害関係を有する者からの請求がされた場合で、特別の事由がある場合に限り、当該届書類に記載した事項についての証明書を請求することができるもの。	届書類の閲覧請求及び記載事項証明書の請求のオンライン化の実施について、各市区町村において判断される事項であるところ、各市区町村への請求件数が少なく、費用対効果の観点から適当でないため。	620,296
法務省	認知された子の国籍取得の届出	国籍法	国民等	国	外国人母から出生し、日本人父から生後認知された子(20歳未満)が日本国籍を取得するための届出に関する手続	国籍関係の諸手続については、その者の国籍、身分関係等により必要な書類が異なることに加え、その内容・種類も複雑多岐にわたることから、必要書類の準備に当たっては、面前での事前相談が必要不可欠であり、また、調査においても、各事情等を本人から直接聴取する必要がある。したがって、届出(申請)先への来庁が前提となっており、書面手続のオンライン化が利便性の向上につながらないことから、書面手続を見直すことはできない。	700

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	帰化許可申請	国籍法施行規則	国民等	国	日本国民でない者が日本国籍を取得しようとするための帰化許可申請に関する手続	国籍関係の諸手続については、その者の国籍、身分関係等により必要な書類が異なることに加え、その内容・種類も複雑多岐にわたることから、必要書類の準備に当たっては、面前での事前相談が必要不可欠であり、また、調査においても、各事情等を本人から直接聴取する必要がある。したがって、届出(申請)先への来庁が前提となっており、書面手続のオンライン化が利便性の向上につながらないことから、書面手続を見直すことはできない。	10,500
法務省	国籍離脱の届出	国籍法	国民等	国	外国の国籍を有する日本国民が日本国籍を離脱するための届出に関する手続	国籍関係の諸手続については、その者の国籍、身分関係等により必要な書類が異なることに加え、その内容・種類も複雑多岐にわたることから、必要書類の準備に当たっては、面前での事前相談が必要不可欠であり、また、調査においても、各事情等を本人から直接聴取する必要がある。したがって、届出(申請)先への来庁が前提となっており、書面手続のオンライン化が利便性の向上につながらないことから、書面手続を見直すことはできない。	900

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	国籍の再取得の届出	国籍法	国民等	国	国籍法第12条に規定される日本国籍を留保する意思表示をせず日本国籍を失ったもの(20歳未満)が日本国籍を取得するための届出に関する手続	国籍関係の諸手続については、その者の国籍、身分関係等により必要な書類が異なることに加え、その内容・種類も複雑多岐にわたることから、必要書類の準備に当たっては、面前での事前相談が必要不可欠であり、また、調査においても、各事情等を本人から直接聴取する必要がある。したがって、届出(申請)先への来庁が前提となっており、書面手続のオンライン化が利便性の向上につながらないことから、書面手続を見直すことはできない。	200
法務省	印鑑カードの交付の請求等	商業登記規則	国民等、 民間事業者等	国	法人の代表者等が登記所に提出した印鑑に係る印鑑証明書を書面により請求する際に必要となる印鑑カードを交付するための手続	オンライン請求を可能としたとしても、印鑑カードの郵送料を申請人に負担させるしくみがないことから、これを構築する必要があるところ、当該請求はオンライン化の普及に伴って減少していく性質のものであるから、一時のために仕組みを構築することまでの必要性は認められない。	約10万件以上

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	代供託・附属供託の請求	供託規則	国民等、民間事業者等	国	代供託は、供託有価証券の償還期限が到来した場合に、当該有価証券を供託をしたまま内部手続により償還を受け、その償還金につき供託を続ける手続であり、附属供託は、供託有価証券の利息又は配当金を元本債権に附属して、支払を受けた金銭を供託する手続である。	振替国債の供託制度が創設されたことにより当該請求が行われることはほぼなく費用対効果が見込めず、特に代供託の請求は、紙で発行されていた国債の償還により今後なくなることが見込まれているため。	約1万件未満
法務省	供託金の保管替えの請求	供託規則	国民等、民間事業者等	国	営業上の保証供託について、供託所の管轄が営業者の営業所又は住所地によって定まっている場合において、当該営業者が許可又は登録後に営業所又は住所を移転したため、管轄供託所に変更を生じたときに、供託所の内部手続により供託物を新営業所又は新住所地の最寄りの供託所に移管することを請求するもの。	年間70件程度の請求であり、費用対効果が見込めないこと、本人確認の必要があるため。	約1万件未満
法務省	供託有価証券の利札の払渡請求	供託規則	国民等、民間事業者等	国	保証供託において供託物が有価証券である場合に、その利札のみの払渡請求するもの。	請求が行われることはほぼなく(令和元年度0件)、費用対効果が見込めないため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	受諾書等の提出	供託規則	国民等、民間事業者等	国	供託所に対して「供託を受諾する旨を記載した書面」又は「供託を有効と宣言した確定判決の謄本」を提出して行い、当該書面が提出されると「供託受諾」の意思表示があったものとして、供託者が供託物の取戻しを行うことができない。	「供託受諾」の意思表示は、供託者の供託物の取戻しを妨げる意思表示であり、当該意思表示は撤回できないことから、供託受諾書が本人の意思に基づいて作成提出されたものであるかを担保する必要があること、また、後日、還付請求がされる場合に確認する必要があるため。	約1万件未満
法務省	供託に関する書類の閲覧請求	供託規則	国民等、民間事業者等	国	供託につき利害関係を有する者が、供託に関する書類(電磁的記録を用紙に出力したものを含む)の閲覧を請求するもの。	利害関係人に限って開示され請求者のみに閲覧させるものであり、技術的に対応困難であるため。	約1万件未満
法務省	供託に関する事項の証明請求	供託規則	国民等、民間事業者等	国	供託につき利害関係を有する者が、供託に関する事項について証明を請求するもの。	当該証明書は、専ら供託書正本を紛失した際に、これに代わるものとして用いるために請求されることが多く、現在においても、それほど請求数が多いものではない。また、供託をオンラインによって申請する場合には、電子正本が発行され、これは紙の正本に比して紛失のリスクは低いので、今後、供託のオンライン申請の利用が拡大すれば、証明請求はますます減少することが予想される。 以上のことから、開発に要する費用に対する効果を得ることが見込めないため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	出生届の届出(国籍留保を含む。)	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	11,180

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	認知届の創設的届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	数百件程度

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	認知届の報告的届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に方式に従って届出事件に関する証書を作らせた場合に、3か月以内にその国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその証書の謄本を提出して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	数百件程度

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	婚姻届の創設的届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	約千件程度

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	婚姻届の報告的届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に方式に従って届出事件に関する証書を作らせた場合に、3か月以内にその国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその証書の謄本を提出して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	数千件程度

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	外国人との婚姻による氏の変更届(戸籍法107条2項の届出)の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	793

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	離婚届の創設的届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	数百件程度

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	離婚届の報告的届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に方式に従って届出事件に関する証書を作らせた場合に、3か月以内にその国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその証書の謄本を提出して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	数百件程度

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届出)の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	25

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	外国人との離婚による氏の変更届(戸籍法107条3項の届出)の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	58

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	死亡届の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	2,262

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	普通養子縁組届の創設的届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	数十件程度

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	普通養子縁組届の報告的届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に方式に従って届出事件に関する証書を作らせた場合に、3か月以内にその国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその証書の謄本を提出して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	数十件程度

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	特別養子縁組届の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	数十件程度

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	断絶型養子縁組届の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に方式に従って届出事件に関する証書を作らせた場合に、3か月以内にその国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその証書の謄本を提出して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	数十件程度

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	養子離縁届の創設的届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	数件程度

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	養子離縁届の報告的届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に方式に従って届出事件に関する証書を作らせた場合に、3か月以内にその国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその証書の謄本を提出して行う戸籍の届出	日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。 なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。	数件程度

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	入籍届の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	86

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	離縁の際に称していた氏を称する届の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	1

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	失踪届の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	復氏届の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	姻族関係終了届の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	分籍届の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	5

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	転籍届の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	18

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	氏の変更届の届出 (107条)	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	7

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	名の変更届の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	1

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	親権(管理権)届の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	10件程度

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	追完届の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	79

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	戸籍訂正の申請	戸籍法	国民等	地方等	戸籍の記載が不適法なものである場合、又は錯誤や遺漏がある場合にその記載を訂正することを求める申請	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	不受理申出書の申出	戸籍法	国民等	地方等	あらかじめ、自己を届出事件の本人とする届出によって効力を生ずべき認知、縁組、離縁、婚姻又は離婚の届出がされた場合であっても、自ら窓口に出頭して届け出たことを確認することができない限り、届出を受理しない措置を求める申出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	27

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	不受理申出書の取下げ	戸籍法	国民等	地方等	自己を届出事件の本人とする届出によって効力を生ずべき認知、縁組、離縁、婚姻又は離婚の届出がされた場合であっても、自ら窓口に出頭して届け出たことを確認することができない限り、届出を受理しない措置を終了させるための手続	日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。 なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。	-

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	申出書	戸籍法	国民等	地方等	戸籍に記載されていない事項の記載を求める申出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	-

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	婚姻解消事由の記載方に関する申出書	戸籍法	国民等	地方等	戸籍に記載されていない事項の記載を求める申出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	-

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	未成年者の後見の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	10件程度

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	戸籍法上の国籍取得届	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	155

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	国籍選択届の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	688

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	国籍喪失届の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	962

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	外国国籍喪失届の届出	戸籍法	国民等	地方等	外国に在る日本人が、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に対して行う戸籍の届出	<p>日本人が外国の大使・領事等に対して届出をする場合は、当該日本人が当該外国に在る必要があるが、オンラインによる届出の場合、届出人の所在地を確認することは技術的に不可能であるものの、当該者は、法令上、本籍地の市区町村長に対して、オンラインにより届出することが認められているところ、平成16年4月1日からオンラインによる手続が可能となっているが、その導入は市区町村長において判断される事項である。</p> <p>なお、オンラインシステム構築のための標準仕様書を策定・公開しており、オンラインシステムの導入に当たり、市区町村から個別的な照会がされた際は、必要に応じて技術的助言等を行い、全市区町村に周知すべきものについては、都度周知していることから、別途の技術的助言等による市区町村への働きかけは不要と考える。</p>	36

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	国籍法上の国籍取得届(国籍法第3条第1項)の届出	国籍法	国民等	国	外国人母から出生し、日本人父から生後認知された子(20歳未満)が日本国籍を取得するための届出に関する手続(手続ID 13399と同一の手続)	国籍関係の諸手続については、その者の国籍、身分関係等により必要な書類が異なることに加え、その内容・種類も複雑多岐にわたることから、必要書類の準備に当たっては、面前での事前相談が必要不可欠であり、また、調査においても、各事情等を本人から直接聴取する必要がある。したがって、届出(申請)先への来庁が前提となっており、書面手続のオンライン化が利便性の向上につながらないことから、書面手続を見直すことはできない。	700
法務省	国籍法上の国籍取得届(平20国籍法改正附則第2条又は第4条)の届出	国籍法	国民等	国	平成21年1月1日より前に、平成20年改正後の国籍法第3条第1項の規定する要件に該当していた者が日本国籍を取得するための届出に関する手続	国籍関係の諸手続については、その者の国籍、身分関係等により必要な書類が異なることに加え、その内容・種類も複雑多岐にわたることから、必要書類の準備に当たっては、面前での事前相談が必要不可欠であり、また、調査においても、各事情等を本人から直接聴取する必要がある。したがって、届出(申請)先への来庁が前提となっており、書面手続のオンライン化が利便性の向上につながらないことから、書面手続を見直すことはできない。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	国籍法上の国籍取得届(平20国籍法改正附則第5条)の届出	国籍法	国民等	国	父又は母が平成20年国籍法附則第2条第1項の規定により日本国籍を取得した場合に、その子が日本国籍を取得するための届出に関する手続	国籍関係の諸手続については、その者の国籍、身分関係等により必要な書類が異なることに加え、その内容・種類も複雑多岐にわたることから、必要書類の準備に当たっては、面前での事前相談が必要不可欠であり、また、調査においても、各事情等を本人から直接聴取する必要がある。したがって、届出(申請)先への来庁が前提となっており、書面手続のオンライン化が利便性の向上につながらないことから、書面手続を見直すことはできない。	0
法務省	国籍法上の国籍取得届(国籍法第17条第2項)の届出	国籍法	国民等	国	国籍法第15条第2項に規定される催告を受けて同条第3項の規定により日本国籍を失った者が日本国籍を取得するための届出に関する手続	国籍関係の諸手続については、その者の国籍、身分関係等により必要な書類が異なることに加え、その内容・種類も複雑多岐にわたることから、必要書類の準備に当たっては、面前での事前相談が必要不可欠であり、また、調査においても、各事情等を本人から直接聴取する必要がある。したがって、届出(申請)先への来庁が前提となっており、書面手続のオンライン化が利便性の向上につながらないことから、書面手続を見直すことはできない。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	国籍法上の国籍取得届(昭59国籍法附則第5条)の届出	国籍法	国民等	国	昭和40年1月1日から昭和59年12月31日までに出生した者でその出生の時に母が日本国民であった者が日本国籍を取得するための届出に関する手続	国籍関係の諸手続については、その者の国籍、身分関係等により必要な書類が異なることに加え、その内容・種類も複雑多岐にわたることから、必要書類の準備に当たっては、面前での事前相談が必要不可欠であり、また、調査においても、各事情等を本人から直接聴取する必要がある。したがって、届出(申請)先への来庁が前提となっており、書面手続のオンライン化が利便性の向上につながらないことから、書面手続を見直すことはできない。	0
法務省	国籍法上の国籍取得届(昭59国籍法附則第6条(第5条の届出と同時に届け出る場合)の届出	国籍法	国民等	国	父又は母が昭和59年国籍法附則第5条第1項の規定により日本国籍を取得した場合に、その子が日本国籍を取得するための届出に関する手続	国籍関係の諸手続については、その者の国籍、身分関係等により必要な書類が異なることに加え、その内容・種類も複雑多岐にわたることから、必要書類の準備に当たっては、面前での事前相談が必要不可欠であり、また、調査においても、各事情等を本人から直接聴取する必要がある。したがって、届出(申請)先への来庁が前提となっており、書面手続のオンライン化が利便性の向上につながらないことから、書面手続を見直すことはできない。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	国籍法上の国籍取得届(昭59国籍法附則第6条(第5条の届出の後に届ける場合))の届出	国籍法	国民等	国	父又は母が昭和59年国籍法附則第5条第1項の規定により日本国籍を取得した場合に、その子が日本国籍を取得するための届出に関する手続	国籍関係の諸手続については、その者の国籍、身分関係等により必要な書類が異なることに加え、その内容・種類も複雑多岐にわたることから、必要書類の準備に当たっては、面前での事前相談が必要不可欠であり、また、調査においても、各事情等を本人から直接聴取する必要がある。したがって、届出(申請)先への来庁が前提となっており、書面手続のオンライン化が利便性の向上につながらないことから、書面手続を見直すことはできない。	0
法務省	国籍離脱届の届出	国籍法	国民等	国	外国の国籍を有する日本国民が日本国籍を離脱するための届出に関する手続(手続ID13401と同一の手続)	国籍関係の諸手続については、その者の国籍、身分関係等により必要な書類が異なることに加え、その内容・種類も複雑多岐にわたることから、必要書類の準備に当たっては、面前での事前相談が必要不可欠であり、また、調査においても、各事情等を本人から直接聴取する必要がある。したがって、届出(申請)先への来庁が前提となっており、書面手続のオンライン化が利便性の向上につながらないことから、書面手続を見直すことはできない。	900

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	受刑者による自弁物品の使用の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	受刑者が自弁物品の使用を申し出た場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は監視業務に従事する刑務官に出願することができる上、刑務官は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接監視し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件以上 約10万件未満
法務省	受刑者以外の被収容者による自弁物品の使用の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	受刑者以外の被収容者が自弁物品の使用を申し出た場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は監視業務に従事する刑務官に出願することができる上、刑務官は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接監視し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件以上 約10万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	保管私物を領置することの申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	被収容者が保管私物の領置を申し出た場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は監視業務に従事する刑務官に出願することができる上、刑務官は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接監視し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約10万件以上
法務省	領置物品の引渡しを求める旨の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	被収容者が領置物品の引渡しを申し出た場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は監視業務に従事する刑務官に出願することができる上、刑務官は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接監視し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約10万件以上

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	領置金の使用に関する申請	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	被収容者が領置金の使用を申し出た場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は監視業務に従事する刑務官に出願することができる上、刑務官は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接監視し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約10万件以上
法務省	保管私物又は領置金品の他者への交付に関する申請	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	被収容者が保管私物又は領置金品の他者への交付を申し出た場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は監視業務に従事する刑務官に出願することができる上、刑務官は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接監視し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約10万件以上
法務省	釈放された被収容者の遺留物の引渡しの求め	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	釈放された被収容者から遺留物の引渡し等を求める申出があった場合に刑事施設の長が当該遺留物の引渡し等を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	逃走した被収容者の遺留物の引渡しの求め	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	逃走した被収容者から遺留物の引渡し等を求める申出があった場合に刑事施設の長が当該遺留物の引渡し等を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	約1万件未満
法務省	死亡した被収容者の遺留物の引渡しの求め	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	死亡した被収容者の遺族等から遺留物の引渡し等を求める申出があった場合に刑事施設の長が当該遺留物の引渡し等を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	約1万件未満
法務省	受刑者による調髪の出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	受刑者が自弁による調髪を申し出た場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は監視業務に従事する刑務官に出願することができる上、刑務官は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接監視し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	被収容者による指名医診療の申請	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	被収容者が指名医による診療を申し出た場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は監視業務に従事する刑務官に出願することができる上、刑務官は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接監視し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満
法務省	子の養育についての申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	女子の被収容者がその子の養育をしたい旨の申出をした場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は監視業務に従事する刑務官に出願することができる上、刑務官は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接監視し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	子の養育についての申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	子の養育を許可された女子の被収容者が、その子が1歳に達するまでとする期限を超えて引き続き刑事施設内での養育を申し出た場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は監視業務に従事する刑務官に出願することができる上、刑務官は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接監視し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満
法務省	子の養育に係る自弁物品の使用の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	子の養育を許可された女子の被収容者がその子の養育に必要な自弁物品の使用を申し出た場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は監視業務に従事する刑務官に出願することができる上、刑務官は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接監視し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	禁錮受刑者等の作業を行いたい旨の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	禁錮受刑者等が作業を行いたい旨を申し出た場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は監視業務に従事する刑務官に出願することができる上、刑務官は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接監視し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満
法務省	作業報奨金の支給申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	受刑者とその釈放前に作業報奨金の支給を申し出た場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は監視業務に従事する刑務官に出願することができる上、刑務官は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接監視し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件以上 約10万件未満
法務省	面会の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	受刑者に対する面会の申出があった場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続(いわゆる権利面会)	当該手続は対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、申請者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約10万件以上

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	面会の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	受刑者に対する面会の申出があった場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続(いわゆる裁量面会)	当該手続は対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、申請者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約10万件以上
法務省	面会の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	未決拘禁者に対する面会の申出があった場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	当該手続は対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、申請者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約10万件以上
法務省	面会の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	死刑確定者に対する面会の申出があった場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	当該手続は対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、申請者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満
法務省	面会の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	各種被収容者に対する面会の申出があった場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	当該手続は対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、申請者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	信書の発信申請等	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	受刑者が、刑事施設の長が定めた信書の作成要領、発信申請の日、時間帯、通数及び発受の方法等の制限を超えた信書の発信申請等を行う場合に刑事施設の長による許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は監視業務に従事する刑務官に出願することができる上、刑務官は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接監視し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約10万件以上
法務省	遺族に対する発受禁止信書の引渡しの申請	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	受刑者の遺族等から発受禁止信書の受渡しの申請があった場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	約1万件未満
法務省	受刑者作の文書図画の他者への交付の申請	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	受刑者がその作成した文書図画を他者に交付する旨を申請した場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は監視業務に従事する刑務官に出願することができる上、刑務官は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接監視し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件以上 約10万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	審査の申請	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	刑事施設の長の措置に不服がある者が審査の申請をした場合に行う手続	被収容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は職員に対して直接申請することができるため。	約1万件未満
法務省	再審査の申請	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	審査の申請の裁決に不服がある者が再審査の申請をした場合に行う手続	被収容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は職員に対して直接申請することができるため。	約1万件未満
法務省	矯正管区の長に対する事実の申告	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	被収容者が矯正管区の長に対して事実の申告した場合に行う手続	被収容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は職員に対して直接申請することができるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	法務大臣に対する事実の申告	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	被収容者が法務大臣に対して事実の申告した場合に行う手続	被収容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は職員に対して直接申請することができるため。	約1万件未満
法務省	法務大臣に対する苦情の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	被収容者が法務大臣に対して苦情の申出した場合に行う手続	被収容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は職員に対して直接申請することができるため。	約1万件未満
法務省	監査官に対する苦情の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	被収容者が監査官に対して苦情の申出した場合に行う手続	被収容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は職員に対して直接申請することができるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	刑事施設の長に対する苦情の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	被収容者が刑事施設の長に対して苦情の申出した場合に行う手続	被収容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は職員に対して直接申請することができるため。	0
法務省	出院前における職業能力習得報奨金の支給の申出	少年院法	国民等	国	在院者がその出院前に職業能力習得報奨金の支給を申し出た場合において少年院の長による許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は職員に直接申請することができる上、職員は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接観察し、その状況を把握する必要があるため、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	指名医による診療の申請	少年院法	国民等	国	在院者又はその親権を行う者等が指名医による診療を申し出た場合において少年院の長による許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。 なお、申請者が親権を行う者等である場合であっても、指名医の診療の要件の確認等の手続上、オンライン上で完結する手続ではない。	約1万件未満
法務省	看護の申出	少年院法	国民等	国	在院者の保護者その他相当と認める者が看護を申し出た場合において少年院の長による許否判断を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	約1万件未満
法務省	少年院における子の養育の申請	少年院法	国民等	国	女子の在院者がその子の養育を申し出た場合において少年院の長による許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	少年院における子の養育の期間延長の申出	少年院法	国民等	国	子の養育を許可された女子の在院者が期限を超えて引き続きその子の養育を申し出た場合において少年院の長による許否判断を行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	少年院における子の養育に係る自弁物品の使用等の申出	少年院法	国民等	国	子の養育を許可された女子の被収容者がその子の養育に必要な自弁物品の使用を申し出た場合において少年院の長による許可判断を行う手続	被収容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は職員に直接申請することができる上、職員は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	自弁の物品の使用等の申出	少年院法	国民等	国	在院者が自弁物品の使用を申し出た場合における少年院の長による許否判断について	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件以上 約10万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	領置物品の引渡しの求め	少年院法	国民等	国	在院者が領置物品の引渡しを申し出た場合において少年院の長による許否判断を行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	領置金の使用申請	少年院法	国民等	国	在院者が領置金の使用を申し出た場合において少年院の長による許否判断を行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	領置金品の他者への交付等の申請	少年院法	国民等	国	在院者が領置金品を他者に交付する旨を申し出た場合において少年院の長による許否判断を行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満
法務省	出院者の遺留物の引渡し等の求め	少年院法	国民等	国	出院者から遺留物の引渡し等を求める申出があった場合に少年院の長が当該遺留物の引渡し等を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	約1万件未満
法務省	逃走者等の遺留物の引渡し等の求め	少年院法	国民等	国	逃走した在院者等から遺留物の引渡し等を求める申出があった場合に少年院の長が当該遺留物の引渡し等を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	約1万件未満
法務省	死亡者の遺留物の引渡し等の求め	少年院法	国民等	国	死亡した在院者の遺族等から遺留物の引渡し等の求めがあった場合に少年院の長が当該遺留物の引渡し等を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	自弁の書籍等の閲覧の申出	少年院法	国民等	国	在院者が自弁の書籍等の閲覧を申し出た場合において少年院の長による許否判断を行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件以上 約10万件未満
法務省	面会の申出	少年院法	国民等	国	在院者に対する面会の申出があった場合において少年院の長が許否判断を行う手続(いわゆる権利面会)	当該手続は対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、申請者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件以上 約10万件未満
法務省	面会の申出	少年院法	国民等	国	在院者に対する面会の申出があった場合において少年院の長が許否判断を行う手続(いわゆる裁量面会)	当該手続は対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、申請者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件以上 約10万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	信書発信の申請	少年院法	国民等	国	在院者が信書の発信申請等を行う場合に少年院の長による許否判断を行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件以上 約10万件未満
法務省	発受禁止信書等の引渡し の申請	少年院法	国民等	国	在院者の遺族等から発受禁止信書の引渡しのおける少年院の長が許否判断を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	在院者作成の文書図画の他者への交付申請	少年院法	国民等	国	在院者がその作成した文書図画を他者に交付する旨を申し出た場合において少年院の長が許否判断を行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満
法務省	在院者による救済の申出	少年院法	国民等	国	在院者が法務大臣に対して苦情の申出をした場合に行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に対して直接申請することができるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	出院者による救済の申出	少年院法	国民等	国	出院者が法務大臣に対して苦情の申出をした場合に行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に対して直接申請することができるため。	約1万件未満
法務省	監査官に対する苦情の申出	少年院法	国民等	国	在院者が監査官に対して苦情の申出をした場合に行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に対して直接申請することができるため。	約1万件未満
法務省	少年院の長に対する苦情の申出	少年院法	国民等	国	在院者が少年院の長に対して苦情の申出をした場合に行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に対して直接申請することができるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	滞留の願い出	少年院法	国民等	国	<p>出院させるべき在院者が滞留を願い出た場合において少年院の長が許否判断を行う手続</p>	<p>被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。</p> <p>また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。</p>	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	在所者による調髪又はひげそりの申出	少年鑑別所法	国民等	国	在所者が調髪又はひげそりを申し出た場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	在所者又はその親権者による指名医の診療を受けることの申請	少年鑑別所法	国民等	国	在所者又はその親権を行う者等が指名医による診療を申し出た場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。 なお、申請者が親権を行う者等である場合であっても、指名医の診療の要件の確認等の手続上、オンライン上で完結する手続ではない。	約1万件未満
法務省	保護者等による在所者の看護の申出	少年鑑別所法	国民等	国	在所者の保護者その他相当と認める者が看護を申し出た場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	在所者による自弁物品の使用の申出	少年鑑別所法	国民等	国	在所者が自弁物品の使用を申し出た場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	領置物品の引渡しを求める旨の申出	少年鑑別所法	国民等	国	在所者が領置物品の引渡しを申し出た場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	引渡し物品又は信書の引渡しを受け、又は領置することの少年鑑別所の長に対する求め	少年鑑別所法	国民等	国	在所者が引き渡しを受けて所持する物品又は受けた信書でその保管するものについて、少年鑑別所の長においてその物品の引渡しを受け、又はその信書を領置すること申し出た場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	領置金の使用の申請	少年鑑別所法	国民等	国	在所者が領置金の使用を申し出た場合における少年鑑別所の長による許否判断について	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	被観護在所者による領置金品の他の者への交付の申請	少年鑑別所法	国民等	国	被観護在所者が領置金品を他者に交付する旨を申し出た場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	被収容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は職員に直接申請することができる上、職員は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	未決在所者による領置金品の他の者への交付の申請	少年鑑別所法	国民等	国	未決在所者が領置金品を他者に交付する旨を申し出た場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	在院中在所者による領置金品の他の者への交付の申請	少年鑑別所法	国民等	国	在院中在所者が領置金品を他者に交付する旨を申し出た場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満
法務省	退所者又はその親権者による遺留物の引渡しの求め	少年鑑別所法	国民等	国	退所者又はその親権を行う者等から遺留物の引渡し等を求める申出があった場合において少年鑑別所の長が当該遺留物の引渡し等を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	約1万件未満
法務省	逃走者等又はその親権者による遺留物の引渡しの求め	少年鑑別所法	国民等	国	逃走した在所者等から遺留物の引渡し等を求める申出があった場合において少年鑑別所の長が当該遺留物の引渡し等を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	死亡した在所者の遺族等による遺留物の引渡しの求め	少年鑑別所法	国民等	国	死亡した在所者の遺族等から遺留物の引渡し等を求める申出があった場合において少年鑑別所の長が当該遺留物の引渡し等を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	約1万件未満
法務省	在院中在所者による書籍等又は新聞紙の閲覧の申出	少年鑑別所法	国民等	国	在院中在所者が書籍等又は新聞紙の閲覧を申し出た場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満
法務省	被観護在所者に対する面会の申出	少年鑑別所法	国民等	国	被観護在所者に対する面会の申出があった場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	当該手続は対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、申請者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	未決在所者に対する面会の申出	少年鑑別所法	国民等	国	未決在所者に対する面会の申出があった場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	当該手続は対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、申請者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満
法務省	在院中在所者に対する面会の申出	少年鑑別所法	国民等	国	在院中在所者に対する面会の場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	当該手続は対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、申請者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満
法務省	死亡した被観護在所者の遺族等による発受禁止文書等の引渡しに関する申請	少年鑑別所法	国民等	国	被観護在所者の遺族等から発受禁止信書の受渡しの申出があった場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	約1万件未満
法務省	退所した被観護在所者等による発受禁止信書等の引渡しの求め	少年鑑別所法	国民等	国	退所した被観護在所者等から発受禁止信書の受渡しの場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	約1万件未満
法務省	逃走等した被観護在所者等による発受禁止信書等の引渡しの求め	少年鑑別所法	国民等	国	逃走した在所者等から発受禁止信書の受渡しの場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	被観護在所者による作成した文書図画を他者に交付することの申請	少年鑑別所法	国民等	国	被観護在所者がその作成した文書図画を他者に交付する旨を申し出た場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	被収容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は職員に直接申請することができる上、職員は被収容者を適切に処遇するため、被収容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被収容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満
法務省	在所者による救済の申出	少年鑑別所法	国民等	国	在所者が法務大臣に対して救済の申出を行う際の手続について	被収容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被収容者は職員に対して直接申請することができるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	退所者による救済の申出	少年鑑別所法	国民等	国	退所者が法務大臣に対して救済の申出を行う際の手続について	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に対して直接申請することができるため。	約1万件未満
法務省	監査官に対する苦情の申出	少年鑑別所法	国民等	国	在所者が監査官に対して苦情の申出を行う際の手続について	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に対して直接申請することができるため。	約1万件未満
法務省	少年鑑別所の長に対する苦情の申出	少年鑑別所法	国民等	国	在所者が少年鑑別所の長に対して苦情の申出を行う際の手続について	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に対して直接申請することができるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	滞留の願い出	少年鑑別所法	国民等	国	退所させるべき在所者が滞留を願い出た場合において少年鑑別所の長が許否判断を行う手続	被收容者は矯正施設内においてはそもそもオンライン環境がなく、オンライン上で手続を行うことは事実上不可能であるため。 また、申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は職員に直接申請することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接観察し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	約1万件未満
法務省	自己労作の願出	婦人補導院法	国民等	国	在院者が自己の収支において労作を申し出た場合において婦人補導院の長が許否判断を行う手続	申請等について、行政機関に赴かなければならない一般国民と異なり、被收容者は監視業務に従事する職員に出願することができる上、職員は被收容者を適切に処遇するため、被收容者を直接監視し、その状況を把握する必要があり、対面主義の撤廃はできない特質があることから、書面への記載による申請方法が、被收容者にとって簡便かつ低コストで実施可能な最善の方法であるため。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	死亡した在院者の遺留品に係る遺族等の交付請求	婦人補導院法	国民等	国	在院者の遺族から慰留金品の交付の請求があった場合において婦人補導院の長が許否判断を行う手続	極めて稀な手続であり、手続において書面の提出を求めるかどうかは個別具体的な判断となる。	0
法務省	矯正医官修学資金貸与申請	矯正医官修学資金貸与法	国民等	国	大学医学部において医学を専攻する学生と政府において修学資金の貸与に関する契約を締結する手続	保証人となる者と保証契約を交わす必要があり、当該保証契約において、保証人となる者の本人確認及び意思確認のため実印の押印及び印鑑証明書提出を求めているため。	3
法務省	学業成績表の提出等	矯正医官修学資金貸与法	国民等	国	矯正医官修学生が毎年法務大臣に対して学業成績表及び健康診断結果証明書を提出する手続	学業成績表及び健康診断証明書については、原本の提出を求めているため。	3
法務省	遺言書の保管の申請	法務局における遺言書の保管等に関する法律	国民等	国	遺言者が遺言書保管所において、自筆証書遺言に係る遺言書の保管を申請する手続	申請人本人が遺言者であることを厳格に対面で確認することが不可欠であり、かつ、遺言書の原本を提出する必要があるため。	0
法務省	遺言書の保管の申請の撤回	法務局における遺言書の保管等に関する法律	国民等	国	遺言者が、遺言書保管所に保管されている遺言書について、保管の申請を撤回することにより、遺言書の返還等を受けるための申請手続	撤回者本人が遺言者であることを厳格に対面で確認する必要があり、かつ、遺言書の原本を手渡して返却する必要があるため。	0
法務省	遺言者による遺言書の閲覧請求	法務局における遺言書の保管等に関する法律	国民等	国	遺言者が、遺言書保管所に保管されている遺言書を閲覧するための請求手続	請求人本人が遺言者であることを厳格に対面で確認する必要があり、かつ、遺言書の原本を窓口で閲覧させる必要があるため。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	関係相続人等による遺言書の閲覧請求	法務局における遺言書の保管等に関する法律	国民等	国	相続人、受遺者、遺言執行者等の関係相続人等が、遺言書保管所に保管されている遺言書を閲覧するための請求手続	請求人本人が関係相続人等であることを厳格に対面で確認する必要があり、かつ、遺言書の原本を窓口で閲覧させる必要があるため。	0
法務省	遺言書情報証明書の交付請求	法務局における遺言書の保管等に関する法律	国民等	国	相続人、受遺者、遺言執行者等の関係相続人等が、保管されている遺言書について、遺言書保管ファイルに記録されている事項を証明した書面である遺言書情報証明書の交付を受けるための請求手続	出件数が少ないため、費用対効果の観点から、オンライン化することは適切ではない。	0
法務省	遺言書保管事実証明書の交付請求	法務局における遺言書の保管等に関する法律	国民等	国	遺言書保管所における関係遺言書の保管の有無等を証明した書面である遺言書保管事実証明書の交付を受けるための請求手続	出件数が少ないため、費用対効果の観点から、オンライン化することは適切ではない。	0
法務省	遺言者の住所等の変更の届出	法務局における遺言書の保管等に関する政令	国民等	国	遺言者が、遺言書保管所に遺言書が保管されている場合において、遺言者の氏名、住所等に変更が生じたときに、その旨を届け出る手続	出件数が少ないため、費用対効果の観点から、オンライン化することは適切ではない。	0
法務省	遺言者による遺言書保管ファイルの記録の閲覧請求	法務局における遺言書の保管等に関する政令	国民等	国	遺言者が、遺言書保管ファイルに記録されている事項の閲覧をするための請求手続	請求人本人が遺言者であることを厳格に対面で確認する必要があり、かつ、遺言書画像情報を表示したモニタを窓口で閲覧させる必要があるため。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
法務省	関係相続人等による遺言書保管ファイルの記録の閲覧請求	法務局における遺言書の保管等に関する政令	国民等	国	相続人、受遺者、遺言執行者等の関係相続人等が、遺言書保管ファイルに記録されている事項の閲覧をするための請求手続	請求人本人が関係相続人等であることを厳格に対面で確認する必要がある、かつ、遺言書画像情報を表示したモニタを窓口で閲覧させる必要があるため。	0
法務省	遺言者による申請書等の閲覧請求	法務局における遺言書の保管等に関する政令	国民等	国	遺言者が申請書等の閲覧をするための請求手続	請求人本人が遺言者であることを厳格に対面で確認する必要がある、かつ、申請書を窓口で閲覧させる必要があるため。	0
法務省	関係相続人等による申請書等の閲覧請求	法務局における遺言書の保管等に関する政令	国民等	国	相続人、受遺者、遺言執行者等の関係相続人等が、申請書等の閲覧をするための請求手続	請求人本人が関係相続人等であることを厳格に対面で確認する必要がある、かつ、申請書を窓口で閲覧させる必要があるため。	0
法務省	遺言者による撤回書等の閲覧請求	法務局における遺言書の保管等に関する政令	国民等	国	遺言者が撤回書等の閲覧をするための請求手続	請求人本人が遺言者であることを厳格に対面で確認する必要がある、かつ、撤回書等を窓口で閲覧させる必要があるため。	0
法務省	関係相続人等による撤回書等の閲覧請求	法務局における遺言書の保管等に関する政令	国民等	国	相続人、受遺者、遺言執行者等の関係相続人等が、撤回書等の閲覧をするための請求手続	請求人本人が関係相続人等本人であることを厳格に対面で確認する必要がある、かつ、撤回所等を窓口で閲覧させる必要があるため。	0
外務省	一般旅券の査証欄の増補申請(外務大臣又は領事官に申請する場合)	旅券法	国民等	国	有効な旅券の査証欄の余白が残りに少なくなったときに査証欄(40ページ)の追加を申請するもの。申請に当たっては、一般旅券査証欄増補申請書及び現有旅券の提出を求めている。	ICAOの勧告に基づき、旅券に関する他の申請のオンライン化と同時に令和4年度(2022年度)に増補制度を廃止すべく、法改正を念頭に作業中。	7,800

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
外務省	一般旅券の査証欄の増補申請(都道府県知事に申請する場合)	旅券法	国民等	国	有効な旅券の査証欄の余白が残り少なくなったときに査証欄(40ページ)の追加を申請するもの。申請に当たっては、一般旅券査証欄増補申請書及び現有旅券の提出を求めている。	ICAOの勧告に基づき、旅券に関する他の申請のオンライン化と同時に令和4年度(2022年度)に増補制度を廃止すべく、法改正を念頭に作業中。	14,000
財務省	汚染又は毀損した国債証券の引換請求	国債規則	国民等、民間事業者等	独立行政法人等	国債証券に係る手続	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	0
財務省	国債証券の交付又は利札の継足の請求	国債規則	国民等、民間事業者等	独立行政法人等	国債証券に係る手続	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	0
財務省	記名国債証券等の滅失又は紛失の届出	国債規則	国民等、民間事業者等	独立行政法人等	記名国債に係る手続	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
財務省	代証券又は代利札の交付の請求	国債規則	国民等、民間事業者等	独立行政法人等	記名国債に係る手続	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	約1万件未満
財務省	滅失又は紛失した記名国債証券の元金等の支払請求	国債規則	国民等、民間事業者等	独立行政法人等	記名国債に係る手続	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	約1万件未満
財務省	遺族国庫債券にかかる印鑑変更のための届出	遺族国庫債券の発行交付等に関する省令	国民等	独立行政法人等	元利金の支払の際に照合するために予め届け出た印鑑を変更する手続 押印廃止に伴い、予め届け出た住所を変更する手続となる予定	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	約1万件未満
財務省	遺族国庫債券にかかる元利金支払場所変更のための届出	遺族国庫債券の発行交付等に関する省令	国民等	独立行政法人等	元利金支払場所として届け出た指定日本銀行等を変更する手続	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
財務省	遺族国庫債券にかかる記名の変更	遺族国庫債券の発行交付等に関する省令	国民等	独立行政法人等	国債に記載された氏名を変更する手続	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	約1万件以上 約10万件未満
財務省	旧金貨幣の引換の請求	通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律	国民等	独立行政法人等	旧貨幣法の規定により発行された金貨幣等を、日本銀行が引き換えるもの。	<p>本手続は、外国からの引揚者等が保有する旧金貨幣(注)について、一定期間内に引換請求があった場合に現金と引換えを行うものであり、過去30年間に於いて手続実績はない。</p> <p>(注)旧金貨幣とは、旧貨幣法等の規定により戦前に発行された20円金貨等のことをいう。</p> <p>旧金貨幣(現物)と現金を引き換える手続であることから、引換対象となる旧金貨幣の数量、真偽等を相対で確認する必要があるため、手続のオンライン化は性質上困難である。</p> <p>ただし、令和2年12月25日に内閣府規制改革推進室が発出した事務連絡「『性質上オンライン化できない行政手続』の再検討依頼」において、「少なくとも郵送で対応可能か検討すべき」との見直し視点も提示されていることから、郵送での請求書の提出も可能にすることを検討する。</p>	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
財務省	小額通貨の引換の請求	通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律	国民等	独立行政法人等	旧小額通貨整理法第2条4項に規定する小額通貨を、日本銀行が引き換えるもの。	<p>本手続は、外国からの引揚者等が保有する小額通貨(注)について、一定期間内に引換請求があった場合に現金と引換えを行うものであり、過去30年間において手続実績はない。</p> <p>(注)小額通貨とは、旧貨幣法等の規定により戦前に発行された10銭貨幣等のことをいう。</p> <p>小額通貨(現物)と現金を引き換える手続であることから、引換対象となる小額通貨の数量、真偽等を相対で確認する必要があるため、手続のオンライン化は性質上困難である。</p> <p>ただし、令和2年12月25日に内閣府規制改革推進室が発出した事務連絡「『性質上オンライン化できない行政手続』の再検討依頼」において、「少なくとも郵送で対応可能か検討すべき」との見直し視点も提示されていることから、郵送での請求書の提出も可能にすることを検討する。</p>	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
財務省	政府保管有価証券払込書の提出	政府保管有価証券取扱規程	国民等、民間事業者等	独立行政法人等	<p>〔前提〕 政府保管有価証券の取扱いについては、日本銀行(本支店及び代理店)が、官庁や民間(個人、法人)から担保等として受け入れた証券(政府保管有価証券)の保管、受払等の業務を行っている。 (注)例えば、公共工事を請け負った会社からの保証金や国税等の滞納処分による差押え等。 本規程の対象となるのは、券面を有する印刷された有価証券だが、日本銀行がこうした現物の有価証券を担保等として受け入れる事例は毎月0～1件程度であり、本規程が適用されるのは例外的なケースとなっている。(一方、電子化された振替国債を担保等として受け入れる事例は毎月10件程度存在。) 本規程の対象は有価証券(現物)であるため、その受入れや払出しの申請については、民間(個人、法人)が官庁及び日本銀行(本支店及び代理店)に赴いて対面の有価証券(現物)と申請書の受け渡しを行っている。 〔手続概要〕 本手続は、保管有価証券を提出する者が、第二号書式の「政府保管有価証券払込書」と有価証券(現物)を同時に日本銀行に提出するもの。</p>	<p>本手続は、日本銀行が、券面を有する印刷された有価証券(現物)を担保等として官庁や民間から受け入れる場合に行われるものであるが、こうした事例は毎月0～1件程度となっている。</p> <p>券面を有する印刷された有価証券(現物)と申請書の受け渡しを同時に行う手続のため、提出者は日本銀行(本支店及び代理店)に赴く必要があり、手続のオンライン化は性質上困難である。</p> <p>ただし、令和2年12月25日に内閣府規制改革推進室が発出した事務連絡「『性質上オンライン化できない行政手続』の再検討依頼」において、「少なくとも郵送で対応可能か検討すべき」との見直し視点も提示されていることから、郵送による手続も可能とすることを検討する。</p>	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
財務省	政府保管有価証券利札、賦札請求書の提出	政府保管有価証券取扱規程	国民等、民間事業者等	独立行政法人等	<p>[前提] 政府保管有価証券の取扱いについては、日本銀行(本支店及び代理店)が、官庁や民間(個人、法人)から担保等として受け入れた証券(政府保管有価証券)の保管、受払等の業務を行っている。 (注)例えば、公共工事を請け負った会社からの保証金や国税等の滞納処分による差押え等。 本規程の対象となるのは、券面を有する印刷された有価証券だが、日本銀行がこうした現物の有価証券を担保等として受け入れる事例は毎月0~1件程度であり、本規程が適用されるのは例外的なケースとなっている。(一方、電子化された振替国債を担保等として受け入れる事例は毎月10件程度存在。) 本規程の対象は有価証券(現物)であるため、その受入れや払出しの申請については、民間(個人、法人)が官庁及び日本銀行(本支店及び代理店)に赴いて対面有価証券(現物)と申請書の受け渡しを行っている。</p> <p>[手続概要] 本手続は、保管有価証券附属利札又は保管有価証券附属賦札の交付を受ける権利を有する者が、第七号書式の「政府保管有価証券利札・賦札請求書」を日本銀行に提出し、利札、賦札を受領するもの。</p>	<p>本手続は、日本銀行が、券面を有する印刷された有価証券(現物)を担保等として官庁や民間から受け入れる場合に行われるものであるが、こうした事例は毎月0~1件程度となっている。</p> <p>券面を有する印刷された有価証券(現物)と申請書の受け渡しを同時に行う手続のため、提出者は日本銀行(本支店及び代理店)に赴く必要があり、手続のオンライン化は性質上困難である。</p> <p>ただし、令和2年12月25日に内閣府規制改革推進室が発出した事務連絡「『性質上オンライン化できない行政手続』の再検討依頼」において、「少なくとも郵送で対応可能か検討すべき」との見直し視点も提示されていることから、郵送による手続も可能とすることを検討する。</p>	約1万件未満
財務省	引揚者国庫債券にかかる支払の手続	引揚者国庫債券の発行交付等に関する省令	国民等	独立行政法人等	利札又は賦札と引換に国債の元利金の支払いを行う手続	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	1,013,000程度

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
財務省	引揚者国庫債券にかかる交付の手続	引揚者国庫債券の発行交付等に関する省令	国民等	独立行政法人等	厚生労働大臣により交付される裁定通知書の呈示及び財務局長より交付される交付通知書と引換えに国債を交付する手続	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	2,000程度
財務省	引揚者国庫債券にかかる印鑑及び元利金支払場所の届出	引揚者国庫債券の発行交付等に関する省令	国民等	独立行政法人等	元利金の支払の際に照合するための印鑑や元利金支払場所を届け出る手続 押印廃止に伴い、本人確認するための氏名、住所及び元利金支払場所を届け出る手続となる予定	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	約1万件未満
財務省	戦没者等の妻に対する特別給付金国庫債券にかかる印鑑及び償還金支払場所の届出	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令	国民等	独立行政法人等	償還金の支払の際に照合するための印鑑や償還金支払場所を届け出る手続 押印廃止に伴い、本人確認するための氏名、住所及び償還金支払場所を届け出る手続となる予定	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	約1万件未満
財務省	特別甲慰金国庫債券にかかる印鑑及び償還金支払場所の届出	戦没者等の遺族に対する特別甲慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令	国民等	独立行政法人等	償還金の支払の際に照合するための印鑑や償還金支払場所を届け出る手続 押印廃止に伴い、本人確認するための氏名、住所及び償還金支払場所を届け出る手続となる予定	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
財務省	戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券にかかる印鑑及び償還金支払場所の届出	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令	国民等	独立行政法人等	償還金の支払の際に照合するための印鑑や償還金支払場所を届け出る手続 押印廃止に伴い、本人確認するための氏名、住所及び償還金支払場所を届け出る手続となる予定	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	約1万件未満
財務省	戦没者の父母等に対する特別給付金国庫債券にかかる印鑑及び償還金支払場所の届出	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令	国民等	独立行政法人等	償還金の支払の際に照合するための印鑑や償還金支払場所を届け出る手続 押印廃止に伴い、本人確認するための氏名、住所及び償還金支払場所を届け出る手続となる予定	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	約1万件未満
財務省	引揚者特別交付金国庫債券にかかる印鑑及び償還金支払場所の届出	引揚者特別交付金国庫債券の発行交付等に関する省令	国民等	独立行政法人等	償還金の支払の際に照合するための印鑑や償還金支払場所を届け出る手続 押印廃止に伴い、本人確認するための氏名、住所及び償還金支払場所を届け出る手続となる予定	現時点において、当該国庫債券の発行残高はなく、今後発行される可能性も極めて低いと考えられる。	約1万件未満
財務省	特別葬祭給付金国庫債券にかかる印鑑及び償還金支払場所の届出	特別葬祭給付金国庫債券の発行交付等に関する省令	国民等	独立行政法人等	償還金の支払の際に照合するための印鑑や償還金支払場所を届け出る手続 押印廃止に伴い、本人確認するための氏名、住所及び償還金支払場所を届け出る手続となる予定	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
財務省	遺族国庫債券にかかる印鑑及び元利金支払場所の届出	遺族国庫債券の発行交付等に関する省令	国民等	独立行政法人等	元利金の支払の際に照合するための印鑑や元利金支払場所を届け出る手続 押印廃止に伴い、本人確認するための氏名、住所及び元利金支払場所を届け出る手続となる予定	当該手続は、厚生労働省における制度により、書面で発行している国債にかかるものであるが、当該制度の在り方については、オンライン化の可否も含め、今後、厚生労働省において、関係先との協議の上、検討を行っていく。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
財務省	政府保管有価証券提出書及び有価証券の提出	政府保管有価証券取扱規程	国民等、民間事業者等	国	<p>〔前提〕 政府保管有価証券の取扱いについては、日本銀行(本支店及び代理店)が、官庁や民間(個人、法人)から担保等として受け入れた証券(政府保管有価証券)の保管、受払等の業務を行っている。 (注)例えば、公共工事を請け負った会社からの保証金や国税等の滞納処分による差押え等。 本規程の対象となるのは、券面を有する印刷された有価証券だが、日本銀行がこうした現物の有価証券を担保等として受け入れる事例は毎月0～1件程度であり、本規程が適用されるのは例外的なケースとなっている。(一方、電子化された振替国債を担保等として受け入れる事例は毎月10件程度存在。) 本規程の対象は有価証券(現物)であるため、その受入れや払出しの申請については、民間(個人、法人)が官庁及び日本銀行(本支店及び代理店)に赴いて対面で有価証券(現物)と申請書の受け渡しを行っている。 〔手続概要〕 本手続は、保管有価証券を提出する者が、第一号書式の「政府保管有価証券提出書」と有価証券(現物)を同時に取扱官庁に提出するもの。</p>	<p>本手続は、日本銀行が、券面を有する印刷された有価証券(現物)を担保等として官庁や民間から受け入れる場合に行われるものであるが、こうした事例は毎月0～1件程度となっている。</p> <p>券面を有する印刷された有価証券(現物)と申請書の受け渡しを同時に行う手続のため、提出者は官庁に赴く必要があり、手続のオンライン化は性質上困難である。</p> <p>ただし、令和2年12月25日に内閣府規制改革推進室が発出した事務連絡「『性質上オンライン化できない行政手続』の再検討依頼」において、「少なくとも郵送で対応可能か検討すべき」との見直し視点も提示されていることから、郵送による手続も可能とすることを検討する。</p>	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
財務省	口座振替を希望する申出、承認	国有財産法	国民等、民間事業者等	国	口座振替にて国有財産貸付料の支払いを希望する貸付相手方が、国に対して「国有財産貸付料等口座振替納付申出書兼契約書」を提出する。	「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)により示された、政府情報システムの統合・一体化の促進の方針を踏まえ、他省庁と連携しつつ、金融機関からの協力を前提として、オンライン化を行う方針。	636
財務省	口座振替の申出	国有財産の貸付料を口座振替により納付する場合における手続等に関する省令	国民等、民間事業者等	国	口座振替にて国有財産貸付料の支払いを希望する貸付相手方が、国に対して「国有財産貸付料等口座振替納付申出書兼契約書」を提出する。	「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)により示された、政府情報システムの統合・一体化の促進の方針を踏まえ、他省庁と連携しつつ、金融機関からの協力を前提として、オンライン化を行う方針。	636
財務省	口座振替の取りやめの申出	国有財産の貸付料を口座振替により納付する場合における手続等に関する省令	国民等、民間事業者等	国	口座振替による国有財産貸付料の支払の中止を希望する貸付相手方が、国に対して「国有財産貸付料等口座振替納付解約申出書」を提出する。	「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)により示された、政府情報システムの統合・一体化の促進の方針を踏まえ、他省庁と連携しつつ、金融機関からの協力を前提として、オンライン化を行う方針。	99
文部科学省	教育長又は委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	国民等	地方等	選挙権を有する者は、一定数以上の連署をもって、普通地方公共団体の長に対し、教育長又は委員の解職を請求することができる。	署名簿の提出を伴う申請等に関しては、署名簿の原本を提出する必要がある	約1万件未満
文部科学省	原子力損害賠償責任保険契約の解除の届出	原子力損害の賠償に関する法律	民間事業者等	国	原子力事業者が保険契約を解除するときの文部科学大臣への届出	条約において、書面による届出が定められているため	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	共済契約者証票の返還	中小企業退職金共済法施行規則	民間事業者等	独立行政法人等	共済契約者が、特定業種共済契約が解除されたときに、共済契約者証票を機構に返還しなければならない手続。	返納手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	6,244
厚生労働省	契約の申込	中小企業退職金共済法	民間事業者等	独立行政法人等	中小企業退職金共済契約を締結しようとする中小事業者が、契約締結と口座振替手続等を行う手続。	申請書に記載されている口座番号が事業主のものであることを金融機関が確認するために、金融機関の届出印を求めているため。	13,970
厚生労働省	クリーニング師免許証の再交付申請	クリーニング業法施行規則	国民等	地方等	クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失ったときに、都道府県知事に再交付の申請をする手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	約1万件未満
厚生労働省	再生医療等委員会の認定証の返納	再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	民間事業者等	国	認定委員会設置者が、認定再生医療等委員会の認定証の再交付を受けた後、紛失した認定証を発見したときに厚生労働大臣に認定証を返納しなければならない手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0
厚生労働省	再生医療等委員会の認定証の返納	再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	民間事業者等	国	認定委員会設置者が、認定再生医療等委員会の認定の取消を受けたとき、又は当該認定再生医療等委員会を廃止したときは、厚生労働大臣にこれを返納しなければならない手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	特定細胞加工物の製造の許可証の返納	再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	民間事業者等	国	特定細胞加工物製造事業者が、特定細胞加工物の製造の許可証の再交付を受けた後、失った許可証を発見したときに、厚生労働大臣にこれを返納しなければならない手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0
厚生労働省	特定細胞加工物の製造の許可証の返納	再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	民間事業者等	国	特定細胞加工物の製造の許可事業者が、特定細胞加工物の製造の許可の取消を受けたとき、又はその業務を廃止したときに、厚生労働大臣に許可証を返納しなければならない手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0
厚生労働省	特定細胞加工物の製造の認定証の返納	再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	民間事業者等	国	特定細胞加工物製造事業者が、特定細胞加工物の製造の認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときに、厚生労働大臣にこれを返納しなければならない手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0
厚生労働省	特定細胞加工物の製造の認定証の返納	再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	民間事業者等	国	特定細胞加工物の製造の認定事業者が、特定細胞加工物の製造の認定の取消を受けたとき、又はその業務を廃止したときに、厚生労働大臣にこれを返納しなければならない手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	健康保険被保険者受給資格者票(1年・5年)交付申請書	健康保険法施行規則	国民等	地方等	日雇特例被保険者が受給資格者票の交付または受給資格者票への確認を申請しようとするときに、協会または委託市町村に日雇被保険者手帳を提出するとともに、受給者資格票を所持するときは併せて提出する手続。	健康保険印紙の貼付・消印することによって保険料納付しており、受給資格に必要な日数分の印紙の貼付・消印を確認する必要があるため。	約1万件未満
厚生労働省	年金証書の返納	労働者災害補償保険法施行規則	国民等	国	労災年金に係る年金証書を交付された受給者又はその遺族が、年金たる保険給付を受ける権利が消滅した場合又は再交付後に亡失した年金証書を発見した際に当該年金証書を返納しなければならない手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	約1万件未満
厚生労働省	労働保険料等口座振替納付書送付依頼書	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	民間事業者等	国	事業主が労働保険料等の口座振替納付を希望する場合に提出が必要な手続。	申請書に記載されている口座番号が事業主のものであることを金融機関が確認するために、金融機関の届出印を求めているため。	47,125

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	覚せい剤製造業者等の旧指定証の返納	覚せい剤取締法	国民等、民間事業者等	国又は地方等	再交付を申請した後亡失した指定証を発見したとき、覚せい剤製造業者は都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚せい剤施用機関の開設者又は覚せい剤研究者は、都道府県知事にそれぞれ旧指定証を返納しなければならない手続。	覚せい剤製造業者等の指定証のみをもって容易に覚せい剤原料等の譲渡譲受が成り立ちうることから、現物返還によって指定証の返納が保証されなければ、製造業者等としての資格を有していない者が行政の管理外において覚せい剤原料等の流通、覚せい剤の製造、流通等を行うことができ、その場合、濫用等のおそれがある薬物の流通管理ができず、保健衛生上の危害の発生等の防止という法の目的が達成されない可能性がある。	0
厚生労働省	再教育研修修了登録証の再交付後の返納	薬剤師法施行規則	国民等	国	再教育研修修了登録薬剤師が、再教育研修修了登録証の再交付を受けた後、失った再教育研修修了登録証を発見したときに、これを厚生労働大臣に返納しなければならない手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	指定証の返納	覚せい剤取締法	国民等、民間事業者等	国又は地方等	覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定が効力を失ったときに、覚醒剤製造業者であつた者は都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚醒剤施用機関の開設者であつた者又は覚醒剤研究者であつた者は都道府県知事にそれぞれ指定証を返納しなければならない手続。	覚醒剤製造業者等の指定証のみをもって容易に覚醒剤原料等の譲渡譲受が成り立ちうることから、現物返還によって指定証の返納が保証されなければ、製造業者等としての資格を有していない者が行政の管理外において覚醒剤原料等の流通、覚醒剤の製造、流通等が起こりうる。その場合、濫用等のおそれがある薬物の流通管理ができず、保健衛生上の危害の発生等の防止という法の目的が達成されない可能性がある。	0
厚生労働省	麻薬輸入許可書の返納	麻薬及び向精神薬取締法	民間事業者等	国	麻薬輸入業者が、許可を受けた輸入の期間内に麻薬を輸入しなかつたときに、輸入許可書を厚生労働大臣に返納しなければならない手続。	輸出入を行う段階では許可書のみを確認するケースが多く、許可書のみをもって容易に麻薬の輸出入を行うことができることから、現物返還によって証書の返納が保証されなければ、行政の流通管理の枠外で麻薬が国内に流通、または国外に流出を許すことになり、濫用等のおそれがある薬物の流通管理ができず、保健衛生上の危害の発生等の防止という法の目的が達成されない可能性がある。なお、国際条約においても許可書による譲渡譲受の担保が必要とされており、万が一悪用された場合、国際問題にも発展しうる。	20

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	麻薬輸出許可書及び麻薬輸出許可証明書の返納	麻薬及び向精神薬取締法	民間事業者等	国	麻薬輸出業者が、許可を受けた輸出の期間内に麻薬を輸出しなかつたときに、輸出許可書及び輸出許可証明書を厚生労働大臣に返納しなければならない手続。	輸出入を行う段階では許可書のみを確認するケースが多く、許可書のみをもって容易に麻薬の輸出入を行うことができることから、現物返還によって証書の返納が保証されなければ、行政の流通管理の枠外で麻薬が国内に流通、または国外に流出を許すことになり、濫用等のおそれがある薬物の流通管理ができず、保健衛生上の危害の発生等の防止という法の目的が達成されない可能性がある。なお、国際条約においても許可書による譲渡譲受の担保が必要とされており、万が一悪用された場合、国際問題にも発展しうる。	0
厚生労働省	大麻取扱者免許の返納	大麻取締法	国民等、民間事業者等	地方等	大麻取扱者が、大麻取扱者免許を取り消された場合等に、都道府県知事に当該免許証を返納しなければならない手続。	大麻取扱者免許証をもって、大麻の使用や譲渡を行うことができることから、現物返還によって証書の返納が保証されなければ、容易に行政の管理外において大麻の流通等を許すこととなり、濫用等のおそれがある薬物の流通管理ができず、保健衛生上の危害の発生等の防止という法の目的が達成されない可能性がある。今後交付の段階からオンライン化することについては検討予定。	440

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	保険料口座振替納付(変更)申出書	厚生年金保険法施行規則	民間事業者等	独立行政法人等	納付義務者が厚生年金保険料等の口座振替納付を希望する場合に日本年金機構に提出が必要な手続。	申請書に記載されている口座番号が事業主のものであることを金融機関が確認するために、金融機関の届出印を求めているため。	168,802
厚生労働省	中小事業主掛金拠出の届出	確定拠出年金法	民間事業者等	国又は独立行政法人等	事業主が中小事業主掛金の拠出を実施する場合は事業主の口座から振替納付を行うため、国民年金基金連合会に事業主の掛金引落口座情報を記載した申出書の提出が必要な手続。	申請書に記載されている口座番号が事業主のものであることを金融機関が確認するために、金融機関の届出印を求めているため。	1,241
厚生労働省	中小事業主掛金拠出の変更の届出	確定拠出年金法	民間事業者等	国又は独立行政法人等	事業主が届け出た掛金引落口座情報に変更があった場合等に国民年金基金連合会に提出が必要な手続。	申請書に記載されている口座番号が事業主のものであることを金融機関が確認するために、金融機関の届出印を求めているため。	751
厚生労働省	個人型年金加入者を使用する企業の書類の提出	確定拠出年金法施行規則	民間事業者等	独立行政法人等	厚生年金適用事業所に使用される者が当該厚生年金適用事業所において初めて個人型年金加入の申出をしたときに事業主が国民年金基金連合会に掛金引落口座情報の提出が必要な手続。	申請書に記載されている口座番号が事業主のものであることを金融機関が確認するために、金融機関の届出印を求めているため。	92,015
厚生労働省	一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の提出	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令	国民等	国	一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者が、安定所での就職指導の際に当該手帳を提出する手続。	対面で十分なコミュニケーションを図り、就労意思等を確認する必要があるため。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	一般旅客定期航路事業等 離職者求職手帳の発給の 申請	本州四国連絡橋の建設に 伴う一般旅客定期航路事 業等に関する特別措置法 に基づく就職指導等に関 する省令	国民等	国	一般旅客定期航路事業等 離職者求職手帳の発給を 希望する者が、その発給 の申請のために、安定所 に申請書等を提出する手 続。	対面で十分なコミュニケーション を図り、就労意思等を確認する 必要があるため。	0
厚生労働省	沖縄失業者求職手帳の提出	沖縄振興特別措置法に基 づく就職指導等に関する 省令	国民等	国	職業転換給付金など、特 別の支援を必要とする者 が、引き続き要件を満たし ている者であることの確認 を受けるために、沖縄失 業者求職手帳を提出する 手続。	求職者が有する能力に適合す る職業に就くことを促進するた め、指定した日に出頭を求め、 対面により十分なコミュニケー ションを取って、いつでも就職で きる状況にあり、就職活動を意 欲的に行っていることを確認す るとともに、職業訓練の受講の 必要性等を確認することで厳格 に失業認定を行う必要があるた め見直しは困難。	0
厚生労働省	沖縄失業者求職手帳の発 給申請	沖縄振興特別措置法に基 づく就職指導等に関する 省令	国民等	国	沖縄失業者求職手帳の発 給により、職業転換給付 金の支給など、特別の支 援を必要とする者が安定 所に申請書等を提出する 手続。	対面により十分なコミュニケー ションを取って、労働の意志及 び能力を有すること等、手帳の 発給要件を満たすことの確認を 行う必要があるため見直しは困 難。	0
厚生労働省	失業認定申告書	雇用保険法施行規則	国民等	国	受給資格者が失業状態 であるかを公共職業安定所 が確認する手続。	早期の再就職活動を支援する という雇用保険制度本来の機 能を十分発揮し、濫給を防止す るため、指定した日に出頭を求 め、対面により十分なコミュニ ケーションを取って、いつでも就 職できる状況にあり、就職活動 を意欲的に行っていること、職 業訓練の受講の必要性等を確認 した上で厳格に失業認定を 行うという職業紹介と雇用保険 の一体的な運用の必要性があ るため。	5,984,953

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	漁業離職者求職手帳の発給の申請	国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則	国民等	国	漁業離職者求職手帳の発給を希望する者が、その発給の申請のために安定所に申請書等を提出する手続。	対面で十分なコミュニケーションを図り、就労意思等を確認する必要があるため。	0
厚生労働省	漁業離職者求職手帳の発給の申請	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 雇用対策法施行規則	国民等	国	漁業離職者求職手帳の発給を希望する者が、その発給のために、安定所に申請書等を提出する手続。	対面で十分なコミュニケーションを図り、就労意思等を確認する必要があるため。	0
厚生労働省	漁業離職者求職手帳所持者の就職指導における手帳の提出	国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則	国民等	国	漁業離職者求職手帳所持者が、安定所での就職指導の際に当該手帳を提出する手続。	対面で十分なコミュニケーションを図り、就労意思等を確認する必要があるため。	約1万件未満
厚生労働省	漁業離職者求職手帳所持者の不出頭の理由を記載した文書の提出	国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則	国民等	国	漁業離職者求職手帳所持者が定期出頭日に安定所に出頭できなかった際、その理由を記載した文書を提出する手続。	対面で十分なコミュニケーションを図り、就労意思等を確認する必要があるため。	約1万件未満
厚生労働省	教育訓練支援給付金の受給資格の決定	雇用保険法施行規則	国民等	国	教育訓練支援給付金を受けようとする者がその受給資格の有無を確認する手続。(失業認定と一体的に実施)。	早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、濫給を防止するため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があるため。	32,506

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	教育訓練支援給付金の証明認定(法第15条第4項第1号)	雇用保険法施行規則	国民等	国	教育訓練支援給付金の認定を希望する者が、疾病又は負傷(15日未満)のために、指定された来所日に公共職業安定所に出頭することができない場合、後日、その理由を記載した証明書を出頭の上で提出を求め、失業認定を行う手続。	早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、濫給を防止するため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があるため。	0
厚生労働省	教育訓練支援給付金の証明認定(法第15条第4項第2号)	雇用保険法施行規則	国民等	国	教育訓練支援給付金の認定を希望する者が、公共職業安定所の紹介に応じて求人者と面接するために、指定された来所日に公共職業安定所に出頭することができない場合、後日、その理由を記載した証明書を出頭の上で提出を求め、失業認定を行う手続。	早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、濫給を防止するため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があるため。	0
厚生労働省	建設業務有料職業紹介事業の許可証の返納	建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則	民間事業者等	国	建設紹介許可証の交付を受けた者が、許可の失効時、取消時、有効期間満了時等に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない手続。	法律上で「許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。」と規定されているため。	2

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	建設業務労働者就業機会確保事業の許可証の返納	建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則	民間事業者等	国	確保許可証の交付を受けた事業主が、許可の失効時、取消時、有効期間満了時等に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない手続。	法律上で「許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。」と規定されているため。	15
厚生労働省	特例受給資格者が公共職業訓練等を受ける場合の特例受給資格者証の返還	雇用保険法施行規則	国民等	国	特例受給資格者が公共職業訓練を受講する場合に、特例受給資格者証を公共職業安定所に返還する手続。	紙媒体の書類を安定所に返却してもらおう手続きであり、今後手続を廃止予定。	95,877
厚生労働省	港湾労働者派遣事業の許可証の返納	港湾労働法施行規則	民間事業者等	国	港湾労働者派遣事業許可証の交付を受けた事業主が、許可の失効時、取消時、有効期間満了時等に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない手続。	法律上で「許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。」と規定されているため。	0
厚生労働省	高年齢受給資格者失業認定申告書	雇用保険法施行規則	国民等	国	高年齢求職者給付金の支給を受けることができる資格を有する者が、高年齢求職者給付金の支給を受けるため、公共職業安定所に出頭し、失業認定を行う手続。	早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、濫給を防止するため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があるため。	313,032

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	高年齢受給資格者が受給期間内に再就職した場合の受給手続	雇用保険法施行規則	国民等	国	高年齢受給資格者が、受給期間内に就職し、その期間内に再び離職した場合に、その受給資格に基づき高年齢求職者給付金の支給を受けるため、その離職の事実及び失業状態であることの確認を行い、次回来所すべき認定日を指定する手続。	早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、濫給を防止するため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があるため。	0
厚生労働省	自己の労働による収入の届出	雇用保険法施行規則	国民等	国	受給資格者が失業状態であるかを確認する手続の中で、失業の認定期間中に自己の労働を行った場合及びその収入を得た場合において届出をする手続。	早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、濫給を防止するため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があるため。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	受給期間内に再就職した場合の受給手続	雇用保険法施行規則	国民等	国	受給資格者が、受給期間内に就職し、その期間内に再び離職した場合に、その受給資格に基づき基本手当の支給を受けるため、その離職の事実及び失業状態であることの確認を行い、次回来所すべき認定日を指定する手続。	早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、濫給を防止するため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があるため。	0
厚生労働省	受給資格決定に係る離職票の提出	雇用保険法施行規則	国民等	国	適用事業所を離職した者が、公共職業安定所に出頭し、失業等給付を受給するために離職票を提出する手続(失業認定と一体的に実施)。	早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、濫給を防止するため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があるため。	1,748,519
厚生労働省	中高年齢失業者等求職手帳の発給	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	国民等	国	中高年齢失業者等が中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けるために申請する手続。	対面で十分なコミュニケーションを図り、就労意思等を確認する必要があるため。	14
厚生労働省	中高年齢失業者等求職手帳の再交付の申請	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則	国民等	国	中高年齢失業者等求職手帳を滅失し、又はき損した者が、管轄公共職業安定所の長に手帳の再交付を申請する手続。	対面で十分なコミュニケーションを図り、就労意思等を確認する必要があるため。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	駐留軍関係離職者による就職指導票の提出	駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく就職指導に関する省令	国民等	国	就職指導の認定を受けた者が、安定所での就職指導の際に駐留軍関係離職者就職指導票を提出する手続。	対面で十分なコミュニケーションを図り、就労意思等を確認する必要があるため。	約1万件未満
厚生労働省	駐留軍関係離職者の認定の申請	駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく就職指導に関する省令	国民等	国	駐留軍関係離職者が、就職指導を受けられる者であるとの認定のために申請書等を提出する手続。	対面で十分なコミュニケーションを図り、就労意思等を確認する必要があるため。	0
厚生労働省	特例受給資格者失業認定申告書	雇用保険法施行規則	国民等	国	特例一時金の支給を受けることができる資格を有する者が、特例一時金の支給を受けるため、公共職業安定所に出頭し、失業認定を行う手続。	早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、濫給を防止するため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があるため。	0
厚生労働省	特例受給資格者が受給期間内に再就職した場合の受給手続	雇用保険法施行規則	国民等	国	特例受給資格者が、受給期間内に就職し、その期間内に再び離職した場合に、その受給資格に基づき特例一時金の支給を受けるため、その離職の事実及び失業状態であることの確認を行い、次回来所すべき認定日を指定する手続。	早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、濫給を防止するため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があるため。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	日雇労働求職者給付金の特例に係る失業の認定	雇用保険法	国民等	国	日雇労働求職者給付金の支給を受けることのできる資格を有する者が、日雇労働求職者給付を受けるために、公共職業安定所に出頭し、失業認定を行う手続。	早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、濫給を防止するため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要性があるため。	0
厚生労働省	日雇労働者求職者給付金の特例の申出	雇用保険法	国民等	国	受給資格者が日雇労働求職者給付金の特例を受けることを申出する手続(失業認定と一体的に実施)。	日雇労働求職者給付金の特例を適用するに当たっては、日雇手帳の原本に添付された印紙により、受給資格を有することの確認が必要であるため。	0
厚生労働省	日雇労働被保険者の受給資格の調整(継続して雇用された期間)に係る届出	雇用保険法	国民等	国	日雇労働被保険者が、日雇労働被保険者であった期間を一般被保険者の被保険者であった期間とみなす措置の適用を受けることを届け出る手続。	受給資格の調整に当たっては、日雇手帳の原本に貼付された印紙により、調整要件を満たしていることの確認が必要であるため。	0
厚生労働省	日雇労働被保険者の受給資格の調整(雇用された2月)に係る届出	雇用保険法	国民等	国	日雇労働被保険者が、日雇労働被保険者であった期間を一般被保険者の被保険者であった期間とみなす措置の適用を受けることを届け出る手続。	受給資格の調整に当たっては、日雇手帳の原本に貼付された印紙により、調整要件を満たしていることの確認が必要であるため。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	無料職業紹介事業の許可証の返納	職業安定法	民間事業者等	国	無料職業紹介許可証の交付を受けた者が、許可の取消時、有効期間満了時等に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない手続。	許可証の取扱いは、デジタル行政手続法第10条第1号にある「許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付けること」に当たり、同号に基づくデジタル法施行令第4条において、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でない手続として規定されているほか、職業安定法32条の4第2項で「許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。」と規定されており、オンライン化することはない。特に、許可証は許可の有無を公示するものであることから、許可が有効でなくなった場合、確実かつ遅滞なく許可証の返送を求める必要があり、許可証の返納もオンライン化すべきではない。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	有料職業紹介事業の許可証の返納	職業安定法施行規則	民間事業者等	国	有料職業紹介許可証の交付を受けた者が、許可の取消時、有効期間満了時等に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない手続。	許可証の取扱いは、デジタル行政手続法第10条第1号にある「許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付けること」に当たり、同号に基づくデジタル法施行令第4条において、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でない手続として規定されているほか、職業安定法32条の4第2項で「許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。」と規定されており、オンライン化することはない。特に、許可証は許可の有無を公示するものであることから、許可が有効でなくなった場合、確実かつ遅滞なく許可証の返送を求める必要があり、許可証の返納もオンライン化すべきではない。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	労働者派遣事業の許可証の返納	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則	民間事業者等	国	労働者派遣事業許可証の交付を受けた者が、許可の取消時、有効期間満了時等に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない手続。	許可証の取扱いは、デジタル行政手続法第10条第1号にある「許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付けること」に当たり、同号に基づくデジタル法施行令第4条において、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でない手続として規定されているほか、職業安定法32条の4第2項で「許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。」と規定されており、オンライン化することはない。特に、許可証は許可の有無を公示するものであることから、許可が有効でなくなった場合、確実かつ遅滞なく許可証の返送を求める必要があり、許可証の返納もオンライン化すべきではない。	7,185

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	栽培許可証の返納	あへん法	国民等、民間事業者等	国	再交付を申請した後亡失した栽培許可証を発見したとき、けし栽培者は都道府県知事を経て厚生労働大臣に栽培許可証を返納しなければならない手続。	栽培許可証の確認をもって、けしの栽培を行うことができるものであり、現物返還によって証書の返納が保証されなければ、容易に行政の監視外のけしの栽培、けしがらの譲渡譲受、あへんの流通を許すこととなる。その場合、濫用等のおそれがある薬物の流通管理ができず、保健衛生上の危害の発生等の防止という法の目的が達成されない可能性がある。	0
厚生労働省	栽培許可証の返納	あへん法	国民等、民間事業者等	国	栽培許可証が効力を失ったときに、けし栽培者は都道府県知事を経て厚生労働大臣に栽培許可証を返納しなければならない手続。	栽培許可証の確認をもって、けしの栽培を行うことができるものであり、現物返還によって証書の返納が保証されなければ、容易に行政の監視外のけしの栽培、けしがらの譲渡譲受、あへんの流通を許すこととなる。その場合、濫用等のおそれがある薬物の流通管理ができず、保健衛生上の危害の発生等の防止という法の目的が達成されない可能性がある。	15
厚生労働省	認定臨床研究審査委員会の認定証の返納	臨床研究法施行規則	民間事業者等	国	認定委員会設置者が、臨床研究審査委員会の認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときに、厚生労働大臣にこれを返納しなければならない手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	認定臨床研究審査委員会の認定証の返納	臨床研究法施行規則	民間事業者等	国	認定委員会設置者が、認定臨床研究審査委員会の認定の取消しを受けたとき、又は当該認定臨床研究審査委員会を廃止したときに、厚生労働大臣にこれを返納しなければならない手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0
厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者の免状の返還	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	国民等	国	免状の交付を受けている者が死亡し、又は失踪その宣告を受けたときに、戸籍法に規定する届出義務者が、厚生労働大臣に免状を返還する手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0
厚生労働省	職業訓練受講給付金の申請	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	国民等	国	特定求職者が、職業訓練受講給付金を受給するために、公共職業安定所長に申請する手続。	対面により十分なコミュニケーションを取って、就労意思等を確認するため、受給者の出頭を求めることが必要な手続であるため。	40,755
厚生労働省	(死体解剖資格)認定証明書の返納	死体解剖保存法施行令	国民等	国	死体解剖資格に関する認定を受けた者が認定証明書の再交付を受けた後、亡失した認定証明書を発見した際に、厚生労働大臣に返却する手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	約1万件未満
厚生労働省	再教育研修修了登録証の再交付後の返納	保健師助産師看護師法施行規則	国民等	国	再教育研修修了登録保健師等が、再教育研修修了登録証の再交付を受けた後、失った再教育研修修了登録証を発見したときに、これを厚生労働大臣に返納しなければならない手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	(医師)再教育研修修了登録証の再交付後の返納	医師法施行規則	国民等	国	再教育研修修了登録医師が、再教育研修修了登録証の再交付を受けた後、失った再教育研修修了登録証を発見したときに、これを厚生労働大臣に返納しなければならない手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	約1万件未満
厚生労働省	(歯科)再教育研修修了登録証の再交付後の返納	歯科医師法施行規則	国民等	国	再教育研修修了登録歯科医師が、再教育研修修了登録証の再交付を受けた後、失った再教育研修修了登録証を発見したときに、これを厚生労働大臣に返納しなければならない手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	約1万件未満
厚生労働省	救命救急士免許証又は免許証明書再交付後の返納	救命救急士法施行規則	国民等	国	救急救命士が、救急救命士免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証又は免許証明書を発見したときに厚生労働大臣に返納する手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	約1万件未満
厚生労働省	臨床修練許可証の返納	外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法等の特例等に関する法律	国民等	国	臨床修練の許可を受けた者が、その効力が失われたときに臨床修練許可証を厚生労働大臣に返納する手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	約1万件未満
厚生労働省	臨床修練許可証再交付後の返納	外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法等の特例等に関する法律施行規則	国民等	国	臨床修練外国医師等又は臨床教授等外国医師等が許可証の再交付を受けた後、許可証を発見したときに厚生労働大臣に返納する手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	医師臨床研修修了登録証再交付後の返納	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令	国民等	国	医師が、医師臨床研修修了登録証の再交付を受けた後、亡失した臨床研修修了登録証を発見したときに厚生労働大臣に返納する手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	約1万件未満
厚生労働省	准看護師免許証再交付後の返納	保健師助産師看護師法施行令	国民等	地方等	准看護師が、准看護師免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときに厚生労働大臣に返納する手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0
厚生労働省	歯科医師臨床研修修了登録証再交付後の返納	歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令	国民等	国	臨床研修修了登録証の再交付を受けた後、失った臨床修了登録証を発見したときに厚生労働大臣に返納する手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	約1万件未満
厚生労働省	覚醒剤原料取扱業者の指定証の返納	覚醒剤取締法	国民等、民間事業者等	国又は地方等	覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定が効力を失ったときは、覚醒剤製造業者であつた者は都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚醒剤施用機関の開設者であつた者又は覚醒剤研究者であつた者は都道府県知事にそれぞれ指定証を返納しなければならない手続。	指定証の確認をもって覚醒剤の譲渡譲受が成り立ちうるものであることから、現物返還によって証書の返納が保証されなければ、容易に行政の監視外の覚醒剤原料の流通、使用を許すことになり、濫用等のおそれがある薬物の流通管理ができず、保健衛生上の危害の発生等の防止という法の目的が達成されない可能性がある。今後交付の段階からオンライン化することについては検討予定。	1,630

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	覚醒剤製造業者の廃止に伴う指定証の返納	覚醒剤取締法	国民等、民間事業者等	国	覚醒剤製造業者が、覚醒剤製造の業務を廃止等をしたときに、都道府県知事を経て厚生労働大臣に指定証を返納しなければならない手続。	指定証の確認をもって覚醒剤の譲渡譲受が成り立ちうるものであることから、現物返還によって証書の返納が保証されなければ、容易に行政の監視外の覚醒剤原料の流通、覚醒剤の製造、流通等を許すことになり、濫用等のおそれがある薬物の流通管理ができず、保健衛生上の危害の発生等の防止という法の目的が達成されない可能性がある。今後交付の段階からオンライン化することについては検討予定。	0
厚生労働省	覚醒剤施用機関の廃止に伴う指定証の返納	覚醒剤取締法	民間事業者等	国	覚醒剤施用機関の開設者が、覚醒剤施用機関である病院又は診療所を廃止等したときに都道府県知事に指定証を返納しなければならない手続。	覚醒剤施用機関の指定証のみをもって容易に覚醒剤の譲渡譲受が成り立ちうることから、現物返還によって指定証の返納が保証されなければ、施用機関としての資格を有していない者が行政の管理外において覚醒剤等の流通等をする可能性がある。その場合、濫用等のおそれがある薬物の流通管理ができず、保健衛生上の危害の発生等の防止という法の目的が達成されない可能性がある。今後交付の段階からオンライン化することについては検討予定。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	覚醒剤研究者の廃止に伴う指定証の返納	覚醒剤取締法	国民等	地方等	覚醒剤研究者が、当該研究所における覚醒剤の使用を必要とする研究を廃止したときに、都道府県知事に指定証を返納しなければならない手続。	覚醒剤研究者の指定証のみをもって容易に覚醒剤の譲渡譲受や製造許可が成り立ちうることから、現物返還によって指定証の返納が保証されなければ、覚醒剤研究者としての資格を有していない者が行政の管理外において覚醒剤等の譲渡譲受等を許す可能性がある。その場合、濫用等のおそれがある薬物の流通管理ができず、保健衛生上の危害の発生等の防止という法の目的が達成されない可能性がある。今後交付の段階からオンライン化することについては検討予定。	0
厚生労働省	大麻取扱者免許の亡失による再交付後に発見された場合の旧免許証の返納	大麻取締法	国民等、民間事業者等	地方等	大麻取扱者が、大麻取扱者免許証の亡失により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見した場合、都道府県知事に当該免許証を返納しなければならない手続。	大麻取扱者免許証をもって、大麻の使用や譲渡を行うことができることから、現物返還によって証書の返納が保証されなければ、容易に行政の管理外において大麻の流通等を許すこととなり、濫用等のおそれがある薬物の流通管理ができず、保健衛生上の危害の発生等の防止という法の目的が達成されない可能性がある。今後交付の段階からオンライン化することについては検討予定。	0
厚生労働省	薬剤師免許証再交付後の返納	薬剤師法施行令	国民等	国	薬剤師が、薬剤師免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときに厚生労働大臣に返納する手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	16

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	給水装置工事主任技術者免状の返納	水道法施行規則	国民等	国	給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けた際に、戸籍法に規定される死亡又は失そうの届出義務者が免状を返納する手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	9
厚生労働省	給水装置工事主任技術者免状の再交付後に発見された免状の返納	水道法施行規則	国民等	国	給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者が免許証を再交付後に見つけた際に、厚生労働大臣に免状を返納する手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	1
厚生労働省	クリーニング師の登録の抹消	クリーニング業法施行規則	国民等	地方等	クリーニング師が、免許証を免許を与えた都道府県知事に返納することによって登録の抹消を申請する手続。クリーニング師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法に規定する届出義務者が免許証を免許を与えた都道府県知事に返納する手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	約1万件未満
厚生労働省	製菓衛生師免許証の再交付後に発見された免許証の返納	製菓衛生師法施行令	国民等	地方等	製菓衛生師が免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したと、免許証を免許を与えた都道府県知事に返納する手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	約1万件未満

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	被保険者資格証明書の返納	健康保険法施行規則	国民等	独立行政法人等	被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者が、被保険者証の交付、返付若しくは再交付を受けたとき、又は被保険者資格証明書が有効期限に至ったときに、被保険者資格証明書を事業主を経由して厚生労働大臣に返納する手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0
厚生労働省	被保険者資格証明書の返納	船員保険法施行規則	国民等	独立行政法人等	被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者が、被保険者証の交付、返付若しくは再交付を受けたとき、又は被保険者資格証明書が有効期限に至ったときに、被保険者資格証明書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に返納する手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0
厚生労働省	年金証書の再交付申請を行った後の年金証書の返納(老齢基礎年金)	国民年金法施行規則	国民等、民間事業者等	独立行政法人等	老齢基礎年金の受給権者が、年金証書の再交付の申請を行った後、紛失していた年金証書を発見した際は、速やかに返納を求める手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0
厚生労働省	年金証書の再交付申請を行った後の年金証書の返納(障害基礎年金)	国民年金法施行規則	国民等、民間事業者等	独立行政法人等	障害基礎年金の受給権者が、年金証書の再交付の申請を行った後、紛失していた年金証書を発見した際は、速やかに返納を求める手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	年金証書の再交付申請を行った後の年金証書の返納(遺族基礎年金)	国民年金法施行規則	国民等、民間事業者等	独立行政法人等	遺族基礎年金の受給権者が、年金証書の再交付の申請を行った後、紛失していた年金証書を発見した際は、速やかに返納を求める手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0
厚生労働省	年金証書の再交付申請を行った後の年金証書の返納(寡婦年金)	国民年金法施行規則	国民等、民間事業者等	独立行政法人等	寡婦年金の受給権者が、年金証書の再交付の申請を行った後、紛失していた年金証書を発見した際は、速やかに返納を求める手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0
厚生労働省	年金証書の再交付申請を行った後の年金証書の返納(老齢厚生年金)	厚生年金保険法施行規則	国民等、民間事業者等	独立行政法人等	老齢厚生年金の受給権者が、年金証書の再交付の申請を行った後、紛失していた年金証書を発見した際は、速やかに返納を求める手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0
厚生労働省	年金証書の再交付申請を行った後の年金証書の返納(障害厚生年金)	厚生年金保険法施行規則	国民等、民間事業者等	独立行政法人等	障害厚生年金の受給権者が、年金証書の再交付の申請を行った後、紛失していた年金証書を発見した際は、速やかに返納を求める手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0
厚生労働省	年金証書の再交付申請を行った後の年金証書の返納(遺族厚生年金)	厚生年金保険法施行規則	国民等、民間事業者等	独立行政法人等	遺族厚生年金の受給権者が、年金証書の再交付の申請を行った後、紛失していた年金証書を発見した際は、速やかに返納を求めている。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0
厚生労働省	年金証書の再交付申請を行った後の年金証書の返納(国民年金基金)	国民年金基金規則	国民等、民間事業者等	独立行政法人等	国民年金基金の受給権者が、年金証書の再交付の申請を行った後、紛失していた年金証書を発見した際は、速やかに返納を求める手続。	返納に係る手続について、所有者による自己廃棄で代替可能とすることを検討中。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
厚生労働省	監理団体許可証の返納	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	民間事業者等	国	監理団体許可証の交付を受けた者が、許可の取消時、有効期間満了時等に、これを返納しなければならない手続。	許可証の取扱いは、デジタル行政手続法第10条第1号にある「許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付けること」に当たり、同号に基づくデジタル法施行令第4条において、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でない手続として規定されているほか、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第29条2項で「許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、監理事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。」と規定されており、オンライン化することはなじまない。特に、許可証は許可の有無を公示するものであることから、許可が有効でなくなった場合、確実かつ遅滞なく許可証の返送を求める必要があり、許可証の返納もオンライン化すべきではない。	約1万件未満
環境省	製錬事業者の核物質防護規定の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	製錬事業者が核物質防護情報を含む核物質防護規定を定め、原子力規制委員会に認可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
環境省	製錬事業者の核物質防護管理者の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	製錬事業者が核物質防護情報を含む特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理する核物質防護管理者を選任し、原子力規制委員会に届け出するための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0
環境省	加工事業者の核物質防護規定の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	加工事業者が核物質防護情報を含む核物質防護規定を定め、原子力規制委員会に認可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0
環境省	試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	試験研究用等原子炉設置者が核物質防護情報を含む核物質防護規定を定め、原子力規制委員会に認可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	50
環境省	発電用原子炉の設置の許可(申請)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	発電用原子炉を設置しようとする者が、原子力規制委員会からその許可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0
環境省	設置許可事項の変更(災害の防止上支障がないことが明らかな変更)(届出)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	発電用原子炉を設置しようとする者が、原子力規制委員会からその許可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	27
環境省	やむを得ない一時的工事(届出)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	発電用原子炉を設置に係る工事をしようとする者が、原子力規制委員会からその許可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0
環境省	軽微な工事計画の変更(届出)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	発電用原子炉を設置に係る工事をしようとする者が、原子力規制委員会からその許可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	3

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
環境省	発電用原子炉設置者の核物質防護規定の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	発電用原子炉設置者が核物質防護情報を含む核物質防護規定を定め、原子力規制委員会に認可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0
環境省	使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	使用済燃料貯蔵事業者が核物質防護情報を含む核物質防護規定を定め、原子力規制委員会に認可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0
環境省	使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護管理者の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	使用済燃料貯蔵事業者が核物質防護情報を含む特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理する核物質防護管理者を選任し、原子力規制委員会に届け出るための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	1
環境省	再処理事業者の核物質防護規定の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	再処理事業者が核物質防護情報を含む核物質防護規定を定め、原子力規制委員会に認可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0
環境省	廃棄事業者の核物質防護規定の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	廃棄事業者が核物質防護情報を含む核物質防護規定を定め、原子力規制委員会に認可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0
環境省	使用者の核物質防護規定の認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	使用者が核物質防護情報を含む核物質防護規定を定め、原子力規制委員会に認可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
環境省	再処理事業者の核物質防護管理者の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	再処理事業者が核物質防護情報を含む特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理する核物質防護管理者を選任し、原子力規制委員会に届け出するための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	3
環境省	加工事業者の核物質防護	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	加工事業者が核物質防護情報を含む特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理する核物質防護管理者を選任し、原子力規制委員会に届け出するための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0
環境省	廃棄事業者の核物質防護管理者の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	廃棄事業者が核物質防護情報を含む特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理する核物質防護管理者を選任し、原子力規制委員会に届け出するための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	3
環境省	試験研究用等原子炉設置者の核物質防護管理者の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	試験研究用等原子炉設置者が核物質防護情報を含む特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理する核物質防護管理者を選任し、原子力規制委員会に届け出するための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	3
環境省	使用者の核物質防護管理者の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	使用者が核物質防護情報を含む特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理する核物質防護管理者を選任し、原子力規制委員会に届け出するための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	8

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
環境省	発電用原子炉の使用前検査変更申請	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	民間事業者等	国	実用発電用原子炉の設置者がその工事について、原子力規制委員会の検査を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	51
環境省	加工事業者の変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	加工施設の設置に係る工事をしようとする者が、原子力規制委員会からその許可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0
環境省	加工事業者の設計及び工事の方法に係る軽微な変更の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	加工施設の設置に係る工事をしようとする者が、原子力規制委員会からその許可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0
環境省	加工施設の使用前検査(記載事項変更)	核燃料物質の加工の事業に関する規則	民間事業者等	国	加工事業者がその工事について、原子力規制委員会の検査を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	3
環境省	設置許可事項の変更(申請)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	発電用原子炉を設置しようとする者が、原子力規制委員会からその許可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	52
環境省	工事計画(申請)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	発電用原子炉の設置に係る工事をしようとする者が、原子力規制委員会からその許可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	163
環境省	発電用原子炉の使用前検査申請	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	実用発電用原子炉の設置者がその工事について、原子力規制委員会の検査を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	39

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
環境省	工事計画の変更(申請)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	発電用原子炉を設置に係る工事をしようとする者が、原子力規制委員会からその許可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	28
環境省	加工事業の許可(申請)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	加工の事業を行おうとする者が、原子力規制委員会からその許可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0
環境省	運搬物確認申請(申請)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	原子力事業者等が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する際、運搬に関する措置が技術上の基準に適合することを、原子力規制委員会に確認する手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	8
環境省	加工事業者の設計及び工事の方法の認可(申請)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	加工事業者がその工事について、原子力規制委員会の検査を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	4
環境省	加工事業者の設計及び工事の方法の変更の認可(申請)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	加工事業者がその工事について、原子力規制委員会の検査を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0
環境省	加工施設の使用前検査(申請)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	加工事業者がその工事について、原子力規制委員会の検査を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	5

所管府省	手続名	根拠法令	主体	受手	手続の概要	オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)とする理由	手続件数
環境省	公害医療手帳の返還	公害健康被害の補償等に関する法律施行規則	国民等	地方等	被認定者に対し交付された公害医療手帳の返還	約3万人の被認定者のうち、オンライン化対応機器を持つ被認定者に対し公害医療手帳のオンライン化を進める場合でも、その開発、導入及び運用に、被認定者、自治体、医療機関(病院、薬局など)が対応する必要があるため、十分な費用対効果が見込まれない。 なお、郵送による公害医療手帳の返還は可能である。	約千件程度
環境省	発電用原子炉設置者の核物質防護管理者の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	発電用原子炉設置者が核物質防護情報を含む特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理する核物質防護管理者を選任し、原子力規制委員会に届け出るための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でのシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0
環境省	特定原子力事業者等の実施計画の認可(核物質防護)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	特定原子力事業者が核物質防護情報を含む核物質防護規定を定め、原子力規制委員会に認可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でのシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0
環境省	特定原子力事業者等の実施計画の変更の認可(核物質防護)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	民間事業者等	国	特定原子力事業者が核物質防護情報を含む核物質防護規定を定め、原子力規制委員会に認可を受けるための手続。	高い秘匿性・機密性を確保した上でのシステム開発に十分な費用対効果は見込まれない。	0